

3-19 濃尾震災と復旧工事

3-19-1 大地震とその被害

濃尾大地震は、1891年（明治24年）10月28日午前6時37分に起きた。最近60年間における日本最大の地震で、激震区域は、720方に及んだ。

震源は、本巣郡根尾村水鳥の大断層地点であった。

その被害は、第1～第3の震裂波動線に当たった地方が激甚であった。当各務用水区域は第1震裂線に当たっていたから、水源より600余間が地盤1.2米余陥没したのを始め、水路は至る所き裂を生じ又は破壊され、更に津保川の大掛樋も手直しを要することになり、その外掛樋、樋管も陥没又は破損し、各務用水は文字通り天災を被った。

3-19-2 区域内の一般被害

区域内では、り災により、圧死又は負傷者を出し、その復興が先決問題であり、次いで耕地の復旧が多かったため、用水復旧の前途は、暗たんたるものであった。

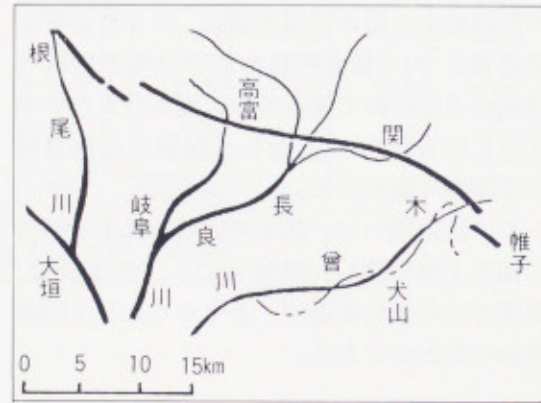
震因調査に来県した小藤博士によると、「その線遠く西北に伸び、高き火打石の山を断ち、木曾川に出で、越えて中仙道の勝山駅の東端を過ぎ、家屋を破壊し、一丁ばかり東北なる深萱村地内に、勝山に対し斜向する麦畑がある。又、某寺内に属する所、2丁ばかり土壌根底よりかく乱され、畑旧形を失い、

村名	総人口	死者 (圧死)	負傷者			総戸数	被害戸数		
			重傷	軽傷	計		全壊	半壊	計
小金田	2,353 ^A	14 ^A	4 ^A	21 ^A	25 ^A	480 ^P	131	323	454
芥見	2,196	24	14	63	77	450	238	212	450
岩田	838	1	4	5	9	181	57	124	181
岩滝	629	1	2	8	10	132	42	90	132
大宮	686	2	5	1	6	160	63	80	143
三柿野	333	1	2	-	2	62	29	28	57
那加	2,379	7	3	2	5	702	260	426	686
水海道	612	1	2	-	2	109	6	96	101

● 区域内の被害状況

1891 (明治24) 10月28日午前6時37分11秒	裂震	強震	弱震	微震	鳴動	計
91年 10月28日午後1.55～10月末	4	40	660	1	15	720 ^M
91年11月	2	29	852	106	98	1,087
91年12月	3	9	204	137	63	416
92年	2	19	86	557	203	867
93年	0	0	10	263	35	308

● 濃尾大地震と余震



● 濃尾大震災による断層（根尾）

破壊線10度北に走る。これよりその線西北に向い、火打石の山に入り、迫間を過ぎ、人家を倒し、津保川を越え、倉知を過ぎ、下白金村において長良川を渡り、それから正西北に方向をとり、千疋と戸田の間を走り、…」とあった。

3-19-3 水路崩壊等の損害反別

横山、坂井田委員は用水組合有志者総代として、25年7月9日付け用水路崩壊等による損害反別及び負担を、岐阜県直税署へ届出た。

3-19-4 復旧工事の態勢整う

(1) 旧委員の集会招集

濃尾大震災につき、り災者心血のため、天皇、皇后両陛下より両度に1万3千円、皇太后陛下より1千円の御下賜金あり、かつ、侍従を御差遣あって、被害地をあまねく巡視慰問せしめられた。

又、政府は、11月10日勅令第205号をもって責任支出した本県分150万円のうち、10万円は救済費に充て、残り140万円を河川堤防樋管の復旧費に充て、更に12月26日勅令第247号をもって支出した本県分、208万1,154円67銭は、通路橋梁及び前回以外の河川、用水路、ため池のしゅんせつ、護岸並びに樋管の修築、その外土砂かんし等の工事費に充てることにした。

これを知った横山外3名の代表は、自宅の復興もできず、仮住いの身でありながら、各務用水の復旧を図るため、25年1月17日各村有志者の会合を開いた。

当日出席した有志者は、32名の全員が集めた。この種の会合には珍しいことで、いかに各務用水の復旧を関係民が待望していたかがうかがえる。

3-19-5 8区に分け復旧工事

復旧工事着手の際における準備として、右のように復旧工事仮規約を作成し、工事は8区に分けて施行し、各区における委員数の割当て、事務所の位置その他について規定し、出席者一同署名押印した。

なお、同時に復旧工事臨時委員を選挙し、13名を選出した。このように各務用水における震災復旧工事の受入れ態勢を整えた。

村別	反別	反別による負担金
芥見村	119.8*6.06*	6,984.95.6*
岩田村	20.5.9.22	1,362.23.8
三柿野村	1.9.1.04	225.6.5
大宮村	55.7.8.09	4,027.7.3
前洞村	36.7.2.02	3,707.62.6
岩地村	2.1.6.03	187.55
西市場村	12.6.5.04	899.25.5
山後村	9.3.9.17	304.2.9
水海道村	18.6.2.8	3,020.61.8
岩滝村	93.1.8.18	1,610.97.

● 各務用水賦課反別取調べ

1. 各務用水路中ヲ第8区ニ区別ス
 - 第1区 郡上川ヨリ2番樋まで。
 - 第2区 2番樋ヨリ芥身境上まで。
 - 第3区 芥見村8番1号ヨリ6号マデ。
 - 第4区 同7号ヨリ12号マデ。
 - 第5区 同13号ヨリ4番地掛樋マデ。
 - 第6区 4番地掛樋ヨリ分水口マデ。
 - 第7区 分水口以下西水路。
 - 第8区 同上東水路
1. 第1区、2区、6区、7区、8区ニ、場所委員1人ツツオキ、第3区、4区、5区ニ場所付委員2名ツツ置クコト。
1. 全区ニ会計主任1人、勘定掛3名ヲオクコト。
1. 場所付委員及ビ会計主任、並ビニ勘定掛ヲ合シテ15名トス。
1. 芥見村、前洞村、水海道村各2名、その他ハ各1名トス。
1. 委員選挙人ハ、用水組合会議員及ビ一村ヲ代表スルモノヲモツテ組織ス。
1. 会計主任及ビ勘定掛ハ、委員中ヨリ互選スルモノトス。
1. 旧委員ハ全区2通り巡回シ、工事上一体ノ方針ヲモツテ復旧スルコトヲツカサドル。
1. 事務所ハ芥見村2番地ニオクコト。
1. 事務所ニ小使1人ヲオクコト。
1. 工事ハスベテ委員ノ名儀ヲモツテ、目

3-19-6 上白金との意見調整

各務用水復旧工事の測量は、25年1月27日長嶋技師により開始されたが、測量の進むにつれ、二番樋は、0.48米低く伏込む計画となり、それでは上白金の分水は不可能になり、かつ、井口小屋名字松原地先の状況は、震災のため地盤陥没しただけでなく、古米、ソジ堰の大石がおびただしくあったが、各地における震災復旧工事により石の需要が激増し、今ではほとんど拾い尽くされたため、河床の低下は明白である。これでは樋管を低く伏込み水路を復旧しても、用水取入れが困難となることが明らかで、この際井口の改良を図り、岩割り工事をして上流瀬尻村まで上げて、万代不易の用水とすることを主張した。2番樋を0.48米低くする計画は、上白金では大問題になり、大野亀三郎氏を動かして知事に迫り、あるいは代表者後藤小平治氏及び岡田只治氏を上京させ、上京中の知事に猛運動をした。

このように井口改良運動を進める一方、二番樋の伏込み計画は、用水創業当時の約定面に抵触するので、双方熟談の上約定面を更正するか、樋管伏込みは、約定面通り取計らうよう管理者へ願出た。

5月7日になって知事は、岡田只治氏外7名を呼寄せ、「井堰並びに岩割り工事は、とてもやりがたいので中止せよ。二番樋管は、技師の設計通り、0.48米低く伏込むこと。上白金分水口は、小屋名北島杖間、旧上白金二番樋より分水横堰しよ。……と申渡した。

上白金は、落胆したが、用水委員と打合せて、イリマ地代の取決め及び約定面の改定交渉をした。これは、上白金の分水を一番樋下20間まで上げて、中井げたを築き、分水路の幅を1間としたもので、上白金別立ての始めであった。

論見帳ニテ請負出願スルコト。

●各務用水復旧工事仮規約

1. 金220円 場所付委員11人1人1日金20銭100日分
1. 金 60円 勘定掛3名同上
1. 金 26円 会計主任1名同上130日分
1. 金 80円 旧委員4名同上100日分
1. 金 45円 事務所費
1. 金 15円 小使給料
1. 前条ノ費用ハ、請負金ニテ支出ス、モシ不足ヲ生ズルトキハ、組合村ノ負担タルベシ。

●支出予算



●二番ひを望む



●二番ひ付近の状況

3-19-7 測量開始

濃尾大地震より3月後、25年1月27日、各務用水の復旧箇所の測量を開始した。

測量と併せて設計も進捗し、6月上旬には終了し、目論見下付願を出した。

3-19-8 水路工事設計

その工種は、

- しゅんせつ、石垣崩所、石堤崩所
- 石積崩所、旧堤取除、ケタ築立
- 敷石、石羽取、石張
- 切所築立、崩所切上、違石積
- 畑圃ケタ陥没、石垣取除、小段築立
- 崩所土砂取除、岩割下、水路切返
- 水路掘、井ゲタ陥没、水路補強
- 棹、切割

等種々雑多で、牛元小屋名を始め、上、下白金、芥見、岩田、岩滝、前洞地内における被害復旧で、この見積額武儀郡内3,168円47銭9厘、各務郡10,160円6銭1厘、合計1万3,328円54銭であった。

この明細は、第6部資料編に添付した。

3-19-9 橋梁の復旧

各務用水に架設の土橋は、200有余であったが、震災により復旧を要する62橋のうち、主要道路に接続するもの11橋については、上白金地内の二番樋の古材払下げを受けて、板橋にすることとし、外の51橋は、土橋に復旧する計画であった。この見積りは、1,378円48銭4厘、このうち武儀郡地内が540円58銭1厘、各務郡地内837円90銭3厘であった。

3-19-10 樋管の設計

樋管の復旧では、津保川大掛樋の高低不同の手直し、土管の復旧工事まで33ヶ所を設計した。この見積り2,968円43銭7厘、このうち武儀郡地内1,009円9銭、各務郡地内1,959円34銭7厘であった。

その外の復旧としては、堰棹2ヶ所、水抜

1ヶ所、伏越樋1ヶ所、石張2ヶ所であった。

3-19-11 間無田川のしゅんせつ

芥見、岩田、岩滝、大宮4カ村の悪水を、境川へ放流する間無田川は、各務用水開設によって、耕地に被害を与えたので、組合は、しゅんせつ改修を決めた。が着工前に大震災に遭遇したため、復旧工事の設計をしたものの、工費少額のため施行できないとして、追加目論見を願出た。

3-19-12 復旧事務所の開設

用水委員は、6月16日復旧事務所を設置し、その旨を7月9日管理者に届出て、有志者は、仕様帳の下付願を提出した。

3-19-13 復旧工事

復旧工事は、25年10月着手し、26年7月までの9カ月間で完了した。

一般工事は、村受けとし、特殊工事は業者請負にしたが、築固めの千本人夫のみは、委員の直営という慎重振りであった。用水期に間に合せるように進め、6月より通水して、関係民を安どさせた。



●復旧工事の絵図

3-19-14 白金のみ引水

25年の用水期に、上、下白金村だけは、半壊れの水路の一部を仮しゅんせつして使用したが、6月23日の大出水のため、土石流入し、井げたの切所及び橋梁の流失があった。

3-20 連合村会期

3-20-1 26年の干害と水害

(1) 干ばつのため番水

震災復旧工事中の26年5月上旬より干天続きだったので、工事は苗代田に間に合わせ、通水に差支えぬよう、他の工事は後廻しとして進めた。そして6月24日より上、下白金村植付けを始め、芥見村も6月中旬に植付け、次いで岩田、岩滝村も8、9分通り植付けたところ、7月5日芥見村5番地の築地破損のため、下筋の植付けはできなくなった。この切所の復旧は、突貫工事で7月17日終わった。これを待っていた宮代、大島、三柿野、前洞、西市場、山後、水海道村は、公平に番水で引水することとした。各部落では、番水の時間がくれば、昼夜の別なく、一村総出して誰彼の田の区別なく、出掛りの田から植付けていき、夜になれば数百箇のたいまつをたいて植付けた。番水時間中その村の人夫は、上流水路を絶えず巡視して我田引水を防いだ。この巡視に要した延べ人夫は、3,000余人に上った。この番水前後の争い、分水の寸法あるいは東西分水の時間の争い等は、殺気立ち、その調停又は解決に委員の苦勞は並々でなかった。このようにしても1、2分通りは、土用過ぎまで植付けできず、又、死にもの狂いで植付けた田も、稲の成育不良で、草丈30cmに満たず、収穫は、粗悪米反当り3、4斗に過ぎなかった。

(2) 大出水で水路埋没

同年8月23日の豪雨出水のため、井口より二番樋まで水路埋没の被害があった。

この復旧について

- 1) 上白金の古用水路を掘割る案
- 2) 現用水路をしょんせつ改修する案
- 3) 護岸を堅固に築き水路を西へ回す、(元白金用水路による案)

と三案に分れたが、岡田氏は、3)案を支持し、県技師もこれに賛同したので、曾我部知事の許可を得、横山忠三郎、遠藤太平、水野常三郎、後藤丈助の4氏が場所付委員に選ばれ、27年2月災害補助3,495円65銭を受け、全工事3,913円16銭4厘をもって着工し、同年5月に竣工した。

(3) 用水委員の更迭

用水委員横山忠三郎、亀山儀兵衛の二氏は、26年7月感ずるところにより辞職したので、補欠委員に亀山弥兵衛、大野半左エ門を選んだが、27年7月任期満了により改選した。

(4) 27年も大干ばつ

27年もまた干天続きであった。用水期に入ると管理者は、6月24日横山忠三郎氏を通水委員とし、「芥見村8番地、5番地を第一の要所とし、その他水路及び大掛樋の通水量に注意するよう」命じた。横山委員は、同日8番地岩下にむしろ小屋を掛け、23昼夜番をなし、安眠できず、水路巡視、掛樋の通水を見張ったので、用水区域はすべて植付けを終わった。なお、降雨がないため、引続き60日の長期間にわたって通水の監視をした。

このような横山氏の献身努力により、用水開設以来初めてその功を奏し、村々では、平年作の収穫があったという。

3-20-2 29年の大水害

(1) 29年の洪水被害

29年7月と9月に大洪水があった。

溺死者	200余名	各務用水も7月20日の大洪水で、井口～一番樋下およそ1,270米埋没して原形を失い、更に津保川大掛樋が流失する大災害であった。
流出家屋	4,650余戸	
損壊家屋	9,440 "	
床上浸水	22,260 "	
堤防欠壊	3,310余箇所 (91,798間)	

● 県内の被害

(2) 水害事務所と善後策委員

用水開設以来、度重なる大災害を被り、区域民は途方に暮れるほかなかった。

岡田只治、下野捨三郎氏等有志は、用水の復興を図るため、岐阜市に水害対策事務所を設け、知事並びに土木課へ陳情の足だまりとし、兼ねて有志者の会合の場にした。30年3月の連合村会で善後策委員を設置し、用水復興に万全を期すことにした。坂井清兵衛、岡田只治、後藤小平治、後藤甚吉、横山忠三郎、平光宮五郎6氏が選出された。

(3) 水害除却の約定締結

善後策委員決定に先立ち、各務用水復興に難問題が出てきた。それは、加納輪中を始め、笠松以東の町村多数の調印をまとめ、「知事が、各務用水復旧を今次水害の緊急工事に編入し、国庫補助を申請したのは不当である。」と反対し、政府にこれを削除されるよう請願のため委員を上京させ、各方面に運動を始めたことである。

このことを知った用水組合有志は、大変驚き、きゆう首対策を協議した末、有志は手分けして解決のための運動を始め、まず、田島正衛を説得して、笠松以東の町村が、請願書を取消すことにこぎつけた。しかし、加納輪中は、容易に取消しを同意せず、かえって猛運動を進めた。

この緊急工事編入反対の原因は、既述のとおり24年8月厚見郡各村有志が、「各務用水の流末が荒田川に入り、用水新設のため、一層水害を助長する心配がある。長良川又は堤川堤外へ放流の設備をするまで、用水引入れを中止せしめられたい。」と願出たが、震災復旧及び26年の水害復旧と連続しての大工事があり、27年は干天続き、28年は平年で問題なかった等で水害除却の設備をせず、放任されていたからであった。

有志者は、誠意をもって交渉し、

「芥見村字戸泉、前洞地内字東野、西市場

地内北浦の3ヶ所に、排水樋及び排水路を設け、排水樋には、まれまれ取締人をおく。」という条件で解決し、反対の請願書は取下げられた。用水管理者より加納輪中その他30町村長に約定書を入れたのである。

(4) 井水路変更の経緯

26年の水害復旧に際し、元下白金用水路筋に決定したが、ここは官有河原に沿っており、出水のときははん濫して荒川となり、1,270米埋没の大被害を被った。

しかし、元上白金古用水路は、上部において出水時にも河原にならない。濃尾震災で8、9分通り埋没しているが、これを掘割ることに、県土木課長も賛成して決った。この承諾は困難で、善後策委員は、後藤小平治村長、岡田只治氏の協力応援を受けて、ようやく協議がまとまったものである。

(5) 樋管用に御料林材払下げ願出

30年3月13日付けをもって、津保川大掛樋復旧及び一番樋管用材として、御料林木の払い下げを御料局名古屋支庁へ願出た。

- 1) 武儀郡洲原村大字洲原字市場地内御料林の松立木45本
 - 2) 同村 大字立花字関屋地内御料林の松立木50本
 - 3) 各務郡岩田村字北山地内御料林の松立木20本
 - 4) 武儀郡上有知町字古城山御料林の松立木6本
 - 5) 同 小金田村大字山田字正通寺山地内御料林の松立木38本
- を金2,240円67銭3厘で払下げ願ひ。

(6) 水路工事 白金の請負

水害補助費16,650円38銭6厘の決定により、全工費25,717円62銭をもって復旧工事を始めた。

井口よりの水路掘割工事及び樋管工工事上、下白金両区 工費13,489円1厘で請負。

(7) 掛樋竣工後再び流失

払い下げを受けた掛樋用の御料材は、名古屋正木町材木商に引渡し、切組み架設を請け負わせた。掛樋架設工事は進捗したが、水路掘割工事は、敷地買収その他で延引したので、仕様帳の分離を願出したがかなわず、やむをえず竣工した掛樋のみ、県杉下技師の下検査を受け、掛樋分の補助金請求書を差出したまま、9月29日津保川筋の大出水により、桜橋を始め橋はことごとく流失し、掛樋の足杭にかかったため、河底が掘れ、足杭はねじ折れ、掛樋は再度流失の惨状であった。しかし、掛樋板及びカラミ枠等は、下流稲葉郡日野村及び鏡島村河原に漂着したのは不幸中の幸であった。県は同一工事の二重補助はできないとしたので、組合はやむなく漂着材の外不足分は、武儀郡富之保村で求め、組合費で架設したが、材料高などのため復旧費は巨額になり、組合は起債せざるをえなかった。

このように29年水害復旧工事は、31年8月にやっと竣工したのであった。

(8) れんが橋等の補助申請

小屋名地内の橋梁5ヶ所も流失したが、復旧に当っては、木橋はかえって不経済で腐朽等による仮橋の問題もあるので、交通量の多い2ヶ所は、眼鏡形のれんが橋に改めたが、1965年(昭和40年)頃も残されていた。

(9) 濃飛農工銀行から借入れ

組合は、29年の水害復旧工事が巨額に上ったので、一時借入金をもって支弁したが、一時償還の方法がないため、32年3月1万54円起債を決議し、県をへて、大蔵・内務両大臣

に許可を申請して、許可後に濃飛銀行より借入れた。

(10) 復旧工事関係委員

29年7月の大水害当時は、前任用水委員の任期中であったが、29年12月改選された。この外善後策委員も設けたので、これら各委員の協力による総力成果で復旧できたものだった。

3-20-3 高築地の水路補強

用水路中の高築地は、芥見村字8番地及5番地の1,450米の区間で、築堤高3.6米で漏水多く危険であった。30年度に8,305円99銭2厘、31年度に5,500円57銭の修繕費をもって大改修をした。

(1) 8番地の鋼打工事

最高8.1米の築堤高の箇所があって、漏水多く危険のため、岡田氏の多年主張してきた鋼打工事で補強した。

鋼打工事とは、溝底及び両側は、厚さ40cmの山土で築き、その上層の溝底及び両側を厚さ6cmの鋼打しつくいたたきとし、その上に並土45cmをもって、鋼打しつくいを包み、かつ、溝の両側を石組みとしたもので、漏水せず、堅ろうな施工法であった。

と「各務用水起業てん末上申書にあった。



● れんが橋のあった付近(小屋名地内)

(2) 5番地の補強概要

ここも度々崩壊した因縁付きの所であった。井げたの上幅0.9米を1.8米に補強した外、水路敷すべてを改修した。中敷より切下げ、水路根敷両側を1.8米広め、山土赤粘土を用い、千本づきで築固めた。31年2月着工したが、450米間を5丁場に分け、5組合に請負させたが、土取場が狭かったため、工事が大変で、用水委員はそのさい配に明け暮れた。

3-20-4 事務所及び樋番小屋

連合村会地代において、25年には津保川大掛樋近くに組合事務所を設け、30年には1番樋沿いに樋管管理住宅を設けた。

(1) 各務用水組合事務所

濃尾震災復旧工事施行に当り、上白金地内二番樋古木を、水路筋200余の土橋を板橋に掛替え用として払下げを受けた。

払下げの古木は、一部を板橋用その他に使用したが、残りすべてを売却してその代金を基本として、津保川大掛樋の東詰め、県道沿いに用水組合事務所を建設した。



● 事務所があったところ

1915年(大正4年)美濃電気軌道株式会社が、津保川仮橋を架替えるに当り事務所の移転を懇請してきたため、水路沿い西へ移転補償946円をもって建築されたが、昭和30年に用がなくなり取壊された。

(2) 樋管守住宅の建設

30年度の災害復旧工事のとき、小屋名地内一番樋沿いに、この工事のくず木を用いて、樋管守の住宅を建てた。

3-20-5 連合村会地代の組合経費

旧各務郡芥見村外9ヶ村に係る用水路開削組合連合会は、1880年(明治13年)4月発布、同17年5月改正の区町村会法により設立したものであるが、1890年(明治23年)3月21日付け、市制町村施行後も存続できた。

これを本県では存続組合と呼んだ。1897年(明治30年)10月29日付けで、本県に水利組合条例施行を許可され、同年12月4日をもって、通知され、各務用水は、公法人の普通水利組合を結成することとなった。

年度	予算額	うち補助金	補助名
明治20年度	4,024 ^円 5 ^角 7 ^分	1,250 ^円	地方税補助
" 21 "	6,698,72.4	2,000	"
" 22 "	8,351,45.9	1,500	"
" 23 "	6,750,00.0	1,900	"
継続創業費	23,688,64.9		
震災復旧費	17,534,09.0	876,70.4	組合費
" 25 "	2,202,44.1		
" 26 "	2,620,70.7		
" 27 "	3,734,32.3		
水害臨時費	3,913,16.4	3,495.69	水害補助費
" 28 "	2,357,30.2		
" 29 "	2,332,7.1		
臨時費	451.35		
" 30 "	17,045,13.1		
" 29,30 "	25,717,62	16,657,38.6	水害補助費
" 31 "	19,836,77.2		
追加予算	3,559,20.1		

● 創業以来の年度別予算

3-21 普通水利組合期

3-21-1 水利組合条例施行

本県では、1897年（明治30年）10月29日に水利組合条例が施行された。

各務用水組合もこれに基づき、組織変更に着手した。

3-21-2 組合区域の指定

(1) 関係村へ諮問

各務用水普通水利組合結成のため、稲葉、武儀両郡長は、それぞれ関係6ヶ村に対し、次のように諮問した。

水利組合条例第1条ニヨリ、次ノ組合ヲ設置セントス。

1 組合名称及ビ種類

各務用水普通水利組合トス

1 組合区域

元芥見村外旧9ヶ村用水開削組合連合村会及ビ旧上白金村、下白金村区域にヨル。

（稲葉郡芥見村大字芥見、岩村大字岩田、同上岩滝、蘇原村大字大宮、同三柿野、那加村大字前洞、同西市場、同山後、同岩地、北長森村大字水海道、武儀郡小金田村大字上白金、同下白金）

(2) 各村の答申書

管理者の諮問について関係村では、それぞれ村会を開き、決議して次のように答申した。

諮問の通り、村会へ諮問して、決議されたので答申する。

(3) 組合設置の具申書

31年6月11日付けで、管理者稲葉、武儀両郡長は、安楽知事に「水利組合設置の具申書」を提出した。その調書には、

1 組合ノ種類

普通水利組合トス。（名称ハ各務用水トスルヲ可トス。）

2 組合ノ設置ヲ要スル事由

区域2郡6村ニワタリ、武儀郡小金田村大字上白金、同下白金ト、元各務郡芥見村外旧9ヶ村用水路開削組合連合村会区域ヲモッテ、従来維持シテキタガ、同一用水路デアルカラ合同シテ組合ノ設置ヲ要スル。

3 組合設置ノ目的

武儀郡小金田村大字上白金、同下白金及び稲葉郡芥見村大字芥見、岩村、蘇原村大字大宮、同三柿野、那加村大字前洞、同西市場、同山後、同岩地、北長森村大字水海道地内ニ係ル、カンガイノタメ、公共団体ヲ設ケ、用水路及ビ井堰、ヒ管ヲ修築、保存セントス。

4 組合区域及ビ沿革

従来ノ区域ハ、2郡6村ニテ、明治20年4月4日元各務郡芥見村外9ヶ村ニ係ル用水路開削組合区域ヲ定メテ、連合村会ヲ存続ス。タダシ武儀郡小金田村大字上白金及ビ下白金ハ、連合村会区域外ナルモ、従来ヨリノ組合ナリ。

5 組合区域内土地ノ反別、地価、戸数

村別	反別	地価	戸数
小金田村	田 75*9*5*23*	32,515*68*	160"
芥見村	田 39.0.8.04 畑 72.2.6.16 山林 8.4.5.29	18,393.96 23,121.75 175.38	420
岩村	田 54.4.8.28 畑 49.1.6.02 宅地 8.7.0.18 山林 1.4.2.22	27,654.93 15,252.34 3,471.92 114.70	288
蘇原村	田 54.8.8.04 畑 38.3.9.00 山林 12.0.7.10 原野 1.0.9.29 山林 8.4.22 (官有地)	26,909.73 8,512.75 528.49 10,000.03	177
那加村	田 53.2.1.03 畑 8.4.10 山林 5.4.1.00	25,739.90 333.89 205.87	304
北長森村	田 18.6.1.18 畑 43.4.1.03 宅地 8.1.0.18 山林原野 7.1.6.04	9,362.24 11,673.89 3,146.30 180.36	112

6 組合員ノ員数

小金田村	147 [^]
芥見村	479
岩村	390
蘇原村	195
那加村	345
北長森村	52 計 1,608 [^]

7 従来管理者ノ職氏名

元各務郡芥見村外9ヶ村用水組合連合村会
管理者 浜口貞澄
武儀郡小金田村長 後藤小平治

8 経費賦課方法及ビ収支概算

従来ノ経費ハ、規約ニヨリ、元芥見村外9ヶ村ハ、120/136、武儀郡小金田村上白金ハ8、下白金ハ8ノ歩合ヲモッテ割受トス、ソシテ芥見村外9ヶ村ハ、関係反別ヲ標準トシテ、各村ノ負担額ヲ定メ、ソノ賦課方法ハ、各村会ノ評決ニ任セリ、収支概算ハ前3ヶ年平均1万3千円内外ナリ。

9 組合ノ財産

事務所1棟、掛樋9、樋管6ニシテ、管理者が管理シ、成立ハ組合費ヲモッテシ、修繕等モマタ組合費ヨリ支弁セリ。

(4) 区域指定の告示

知事は、31年6月17日付けで、各務用水普通水利組合設置区域を指定した。

区域は、具申書の通りであった。

(5) 規約等下調委員

30年6月6日、浜口郡長は、仮創立委員横山忠三郎氏外8名を囑託した。委員は、10余回会合し、郡書記の作成書類を審議し、総代会へ提出する原案を作成した。

3-21-3 創立委員とその任務

(1) 選任について照会

各務用水組合は、稲葉、武儀両郡6カ村中13部落よりなり、その村長のなかには、ただ組合費の賦課徴収を行うだけで、用水のことに関心のない人がある。村長と共に旧組合議員を創立に参与させたい旨を郡長が、県へ照会した。内務部長より「法律上やむをえぬから条例通り処理するよう」の回答がきた。

(2) 具申通り委員任命

31年6月11日付けで、稲葉、武儀両郡長より関係6カ村長を、創立委員に任命方具申し、6月17日付けで、具申通り任命された。

稲葉郡芥見村長	篠田頼治郎
“ 岩 “	矢島力弥
“ 蘇原村長代理	助役 堀部静一
“ 那加村長	赤座秀郷
“ 北長森村長	中島 淳
武儀郡小金田村長	後藤小平治

(3) 総代人の選挙方法

創立委員は、前後10回会合して協議の末、「各務用水普通水利組合創立に係る総代人選挙法を決定、31年10月21日許可申請し、31年10月24日付けで知事認可を得た。

第1区武儀郡小金田村大字上白金	2人
第2区 “ “ 下白金	2 “
第3区稲葉郡芥見村大字芥見	5 “
第4区 “ 岩 村大字岩田	2 “
第5区 “ “ 大字岩滝	2 “
第6区 “ 蘇原村大字大島・同宮代	3 “
第7区 “ “ 大字三柿野	1 “
第8区 “ 那加村大字前洞	3 “
第9区 “ “ 大字西市場	2 “
第10区 “ “ 大字山後	1 “
第11区 “ “ 大字岩地	1 “
第12区 “ 北長森村大字水海道	3 “
計	27 “

3-21-4 総代人とその任務

(1) 総代人27名選挙

各村では、総代人選挙法により、創立委員の公告後、役場にて選挙を行い、12選挙区において、27名の総代人を選んだ。

(2) 総代会で規約議決

31年11月19日の総代会において、普通水利組規約を議決した。

(3) 組合設置と管理者

総代会で議決した。普通水利組規約を添え、稲葉、武儀両郡長より組合設置を申請し、知事は、32年1月11日付けで、組合を設置し、管理者を次の通り告示した。

管理者 稲葉郡長 浜口真澄

3-21-5 普通水利組合成立

(1) 第1回組合会開会

管理者は、組規約の定めにより、組合会議員の選出を待って、32年2月24日郡役所に第1回各務用水普通水利組合会を開いた。

(2) 可決した議案

この組合会に付議した議案は、諸事規則、傍聴人取締規則、徴収規程、職務分掌規程、31年度才入・才出予算、旧組合より引継ぎに関する件、であった。

(3) 組合創立費

予算に「本組合創業諸費」として金100円を計上した。

これをもって、組合は性格を一変し、公法人として発足した。

3-21-6 八之字堰の築造

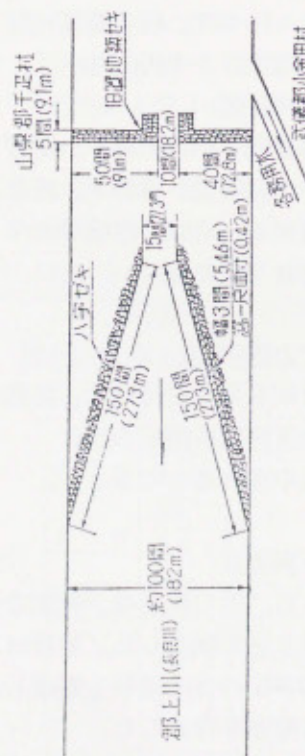
(1) 置地堰と八之字堰

上、下白金用水時代には、取入口下手に、置地堰があり、維新後禁漁区設定に伴い、この堰が取払われたことは既述した。

その後、各務用水創業以来、毎年3.4百円をかけて仮堰を設けたが、翌春までに玉石は拾いとられて、用水取入れが充分でないため、堰の築造は多年の懸案であったが、組合では、相次ぐ災害復旧に追われて手がつかなかった。

横山委員は、青年時代に旗本徳山五兵衛に仕え、掛斐川筋の段木狩下げに従事したことがあった。その堰が、八ノ字形の留堰であったことを思い出し、これを用水堰に活用すれば、堅ろうであることを岡田氏に語った。

岡田氏は、技術的知識を働かせ、いわゆる八之字堰の設計をなし、震災復旧工事完成後、八之字堰築造を主張していたのである。



● 八之字堰の絵図

(2) 26年の堰の計画

1893年(明治26年)の前半は、干天続きのため番水を行い、土用が過ぎても田植のできぬ田があった。

かくして堰築造の与論高まり、組合ではその筋への許可申請の準備に、井元の小屋名、対岸の千疋に交渉して同意を求めた。

(3) 技師の実地調査願

組合は、29年の水害復旧工事の竣工をえて、31年5月従来の置地堰を設置したいから、県へ実地調査願いを提出した。

県は、5月29日係官に実地調査を指示した。不審なことに、横山氏が主唱し、岡田氏の設計による八之字堰をなぜ申出なかったのか、後藤小平治村長も熱心な支持者であったのに。治水に関する工事は、外から問題を申立てれば容易に解決しない。従来の原形に復旧するものには、問題を申立てても無駄であるという故知にならったと思われる。

(4) 千疋の増築工事に補助

堰築造について納得するよう、対岸の山県郡千疋村大字千疋へ交渉したが、千疋は26年8月及び29年7月、両度の洪水に大被害を被ったため容易に承諾せず、極めて困難であった。後藤村長及び岡田氏は、進んで解決に当り、最初は堰兼置地を築造して、古来の名勝を復活し、渇水期の用水に備えることとし、用水管理者と千疋村長と共同出願するよう進めたが、村民の納得を得ず、結局、護岸堤の増築、堰の取換約定を結ぶこととし、用水組合は、215円の補助金を出すことにまとなり、千疋村長、小金田村長の奥印をとり、出願した。31年度追加予算に補助金を計上したが、増築工事許可の遅れにより執行できなかった。

(5) 正式に堰工事願

用水組合は、31年9月正式に出願し、多年の懸案であった堰築造は、始まり出した。

(6) 堰の許可並びに工事命令

県は、この工事願について調査検討を進めたが、各務用水普通水利組合では、4月17日の臨時会において、堰工事について協議した。

6月14日付けで、知事の許可がされたが、工事命令書を遵守するよう達せられた。

(7) 予算議決並びに工事施行

7月5日臨時組合会を開き、堰新設費2,106円30銭、360米の八之字堰築造計画案を常設委員会に諮って、常設委員会案通り可決した。その後工事の設計変更につき県の承認を受け、同32年8月着工し、岡田氏監督の下に工事を進め、工費1,458円27銭9厘をもって33年3月完成、旧組合創業以来の懸案は、やっと完成をみたのであった。

(8) 小屋名との解決条件

対岸の千疋村に交渉を開始すると同時に、井元小屋名に対しても、八之字堰新設について同意を求めたところ、要求があったが、組合は承認し、堰高を上白金分水土台木より84厘と定めて、小屋名の同意を得、又、字中島畑堤防のかさ置工事は、組合で施行することとし、堰工事を進めた。

3-21-7 用水記念碑の建設と慰霊祭

(1) 通水式も挙行予定

八之字形堰の完成で一段落した。通水式を挙げる議がまとまったので、34年3月4日稲葉郡役所において、第1回の打合会を開き、3月10日岩滝真願寺において、組合役員死亡者の追悼会執行後、来会した議員及び有志はこれが協議をなし、3月16日郡役所にて協議会を開いた。記念碑建設費予算は、160円であった。当初は記念碑の外、成功式を挙行し、花火、相撲の余興まで計画し、係委員まで協議したが、記念碑の建設が捗らなかったため、

成功式は後年に繰延べられた。

(2) 記念碑建設の準備

横山氏外6名が委員となり、
篆額は枢密顧問官正二位勲一等伯爵松方正義氏
撰文は、本県知事正五位勲四等川路利恭氏
書は、稲葉郡長正七位勲六等小幡忠蔵氏
に委嘱し、撰文の参考資料は、横山委員が調査し、作成した。

34年5月6日石材購入について協議し、5月16日芥見村用水事務所にて議員及び有志会合して、建碑位置を協議した。

36年春、台石運搬及び組石に取掛り、7月敷地買入れの登記が終り、10月台石の据付けを終り、各委員及び有志者が立会、検分する等着々進んだが、予想外の問題が起きたのである。

(3) 碑文の一部訂正問題

撰文が、山本竟山氏により揮毫され、名古屋市松重町万清石材店へ、山本氏が出張して字割りを指示し、字刻みにかかろうとした36年9月、岡田氏から、碑文の一字訂正が申し込まれたので、9月8日稲葉郡役所にて委員及び有志が会合協議した。功労者岡田只治の名を挿入するは何人も異議がない。その後数次会合し36年12月18日熟議をこらし、碑文を訂正することにした。

(4) 記念碑ついに完成

37年6月記念碑代87円46銭を支払いに、横山委員名古屋へ出張、記念碑は、熱田から桑名回りで芥見に到着し、現地へ保管した。

(5) 各務用水碑の銘文

完成した各務用水碑の現況写真と、その銘文をそのまま記載した。漢文につきむつかしいが、拾い読みしてもこの本を読まれた方は判読できると思います。



● 各務用水碑 (芥見)

各務用水碑
早稲熟、野無青、赤地百里、民有
菜色、是謂旱暵之所、以不可忽也
且此水為、堤防、以障之、開、以、使
之、排、而、時、雨、西、直、可以、其、患
矣、昔夫地勢、去、水、稍、遠、溝、渠、之、設、
不得其法、灌溉之方、不、其、道、万、頃、之
田、幾、為、荒、蕪、矣、可、也、故、泉、泉、閣、閣、
田、為、厚、見、各、務、方、東、三、部、其、地、東、北、
田、之、水、利、天、旱、無、雨、土、壤、乾、
苗、枯、死、或、豐、油、滿、或、及、井、灌、
無、能、濟、也、往、時、謀、長、良、川、入、
保、川、大、興、水、利、者、以、其、費用、洪、

事、不、果、行、明、治、十、三、年、稻、葉、郡、芥、見、村、民、
、與、本、郡、諸、村、、欲、開、新、渠、分、長、良、
、川、以、灌、其、田、渠、未、決、十、八、年、小、金、
、田、村、民、欲、改、修、旧、渠、而、其、地、接、稻、葉、
、郡、通、渠、渠、以、為、一、大、渠、稱、為、堤、於、
、馬、山、泉、郡、人、岡、田、只、治、事、先、為、致、力、
、與、諸、村、民、相、議、申、稟、戶、部、第、十、二、村、以、
、一、團、協、同、以、興、工、事、自、武、儀、郡、小、金、田、
、村、分、長、良、上、流、伏、槽、地、中、者、二、野、
、長、渠、運、通、輸、送、至、津、保、川、渠、槽、水、上、
、以、至、芥、見、村、輸、送、四、段、其、一、段、經、
、高、大、島、三、村、野、至、前、渡、其、一、流、岩、間、前、
、稻、宮、代、西、市、場、至、水、海道、割、同、岸、渠、田、
、或、築、堤、堰、或、造、槽、視、起、於、廿、一、

年四月、得、准、者、三、百、余、町、明、治、十、
、月、酒、尼、大、渠、水、路、渠、渠、再、開、土、木、
、開、工、三、十、四、年、五、月、完、成、五、是、官、民、
、協、力、金、給、參、万、六、千、余、圓、旧、各、務、水、路、
、各、務、水、路、地、化、為、青、沃、每、歲、收、熟、
、萬、石、酒、野、渠、渠、收、獲、倍、倍、土、民、
、歌、其、功、可、謂、偉、且、大、矣、頃、者、二、郡、人、
、北、欲、建、碑、記、其、始、末、余、等、承、之、
、木、泉、觀、不、可、對、乃、作、文、述、之、且、銘、
、曰、
、災、雲、雖、熾、嗚、天、何、驚、甘、霖、不、降、
、視、之、可、謂、水、利、之、難、也、
、惟、高、澤、有、余、泉、史、功、理、經、緯、
、力、上、下、同、心、各、國、賑、濟、無、患、方、

各務用水碑
早稲熟、野無青、赤地百里、民有
菜色、是謂旱暵之所、以不可忽也
且此水為、堤防、以障之、開、以、使
之、排、而、時、雨、西、直、可以、其、患
矣、昔夫地勢、去、水、稍、遠、溝、渠、之、設、
不得其法、灌溉之方、不、其、道、万、頃、之
田、幾、為、荒、蕪、矣、可、也、故、泉、泉、閣、閣、
田、為、厚、見、各、務、方、東、三、部、其、地、東、北、
田、之、水、利、天、旱、無、雨、土、壤、乾、
苗、枯、死、或、豐、油、滿、或、及、井、灌、
無、能、濟、也、往、時、謀、長、良、川、入、
保、川、大、興、水、利、者、以、其、費用、洪、
明治二十六年九月
小幡忠蔵
川路利恭
岡田只治
岩倉久成
小幡忠蔵
川路利恭
岡田只治
岩倉久成

(6) 記念碑除幕と成功式

各務用水普通水利組合は、明治40年4月28日に、用水路成功式を挙行することに決し、成功式委員より、来賓並びに関係者200余名に案内状を出した。

(7) 芥見村現地で挙行

式は4月28日午後1時より、芥見村記念碑前において挙行、厳粛に記念碑の除幕を行い、次いで用水路成功式に移り、

委員長の式辞：川田郡長
祝辞演説：知事代理(高木忠雄事務官)
県会議員後藤元朔
岐阜日日新聞記者仙石保吉
用水主唱者岡田只治
その他8氏

謝辞：委員総代横山忠三郎
祝電披露：元郡長小幡忠蔵、大野亀三郎

式 辞

本日ココニ、各務用水路開削工事成功式ヲ挙行スルニ当リ、知事代理官並ビニ貴賓ノ臨席ヲ得タルハ本組合ノ最モキン幸トスル所デアリマス。

本用水路開削事業ハ、明治21年4月ニ起工シ、23年9月ニ竣工シマシタ。水路ハ小金田村地内ヲ起点トシ、北長森地内ニテ終リ、長良川ヨリ取水シマス。ソノ延長20軒余、工費2万3千余円、関係区域小金田、芥見、岩、蘇原、那加及ビ北長森ノ6ヶ村13字ニワタリ、カンガイ面積312町9反余ニ及ビマス。24年10月震災ニ遭イ、水路コトゴトク破壊シ、修繕シタ後、又更ニ26年7月ノ水害ヲ被リ、続イテ29年7月9日再度ノ水害ヲ被リ、不慮ノ不幸ヲ重ネタガ、34年5月ニ正ニ完成シマシタ。工事ハ14年ヲ数エ、工費総額官民費計13万6千2百余円ニ達シマシタ。

創業当時、幾多ノ困難ニ遭遇シ、加エテ天災続キ、数回多大ノ打撃ヲ被ッタガ、ザ折スルコトナク、遂ニ当初ノ目的ヲ貫徹シ、百年ノ利源ヲ開キ、ヨク今日姿ヲナシタノハ、官庁ノ保護が適切デアッタトハイエ、ソモソモ発起人諸氏ノ至誠、有志諸氏ノ協力、及ビ、議員各位ノ賛同等、職ニ尽シテ頂ケタ結果デアリマス。

用水路全通以後ハ、カンガイ区域ハ、土地自然ニ肥沃トナリ、毎年豊作トナリ、昔ノ倍増トナリ、干害ノ憂イモ忘レルコトガデキ、ソノ功績マコトニ偉大ト言ワネバナリマセン。ココデ記憶シテオキタイコトハ、土工ノ技術未熟ナ時代ニ、コノヨウナ大規模水路ノ測量設計上違算ガナク出来タコトハ、当事者諸氏ノ苦心、努力ノ結果、完成シタモノト評価シマス。本事業ノ事務ハ、初メ水利土功会デ行ワレ、32年1月普通水利組合ノ設立ニヨリ移サレテ今日ニ至リマシタ。カンガイ区域ハナ

オ拡張ノ余地がナクハナイガ、今後考究シテイキマス。

本事業ニ関シ、功勞者デ、故人ニナラレタ40名が、今日盛儀ニ列席出来ナイコトハ痛恨ノ極ミデアリマス。

私が、用水組合管理者トシテ、式辞ヲ申上ゲルコトハ光榮デアリマス。以上ヲモッテ事業経過概要ヲ申上シアゲ、式辞トイタシマス。

明治40年4月28日

各務用水路成功式委員長
各務用水普通水利組合管理者
岐阜県稲葉郡長 川田茂通

謝 辞

本用水路の成功式ヲ挙行サレルニ当リ、不肖等委員トシテ、コノ成功式ニ出席出来マシタコトハ光榮ニ存ジマス。本用水路区域ハ、昔ヨリ、干害ニ苦シンデキマシタガ、明治13年特志者が相談シ、実測シテ、官庁ニ鑑定ヲ申請シテイル時、明治16年ニ、前代未聞ノ大干バツニ遭遇シマシタ。ソノ後一層ソノ志ヲ厚クシ、武儀郡上、下白金用水を拡張シ、旧各務郡内ニ利用シヨウトシタ所、幸イ、特志者岡田氏ハ、武儀、各務兩郡ニ交渉ノ勞ヲ取ラレ、明治19年始メテ連合会ノ成立ヲ見マシタ。以来、官民協力シテ水利事業ニ尽力ノ結果、明治34年ニ完成出来、ソノ後各種ノ事情ノタメ年数が経過シ、本日ソノ成功式ヲ挙ゲルコトガ出来、多数ノ貴賓ノ来臨ヲ願エタコトハ、本組合ハ感謝ニタエマセン。イササカ申上ゲテ祝意ヲ表シマス。

明治40年4月28日

各務用水普通水利組合
委員総代 横山忠三郎

(8) 余興に相撲・花火・競馬

当日は、余興に、相撲、花火、競馬を開催した。これは用水組合が主催し、景品を出したので、同地では大層賑いを呈したという。

なお、この挙式の準備及び後片付けのため

27日～29日まで3日間の雑費は、

米2俵13円20銭、味噌3貫70銭、たまり5升1円50銭、薪60貫1円50銭、炭30貫3円、豆腐百丁1円50銭、大豆5升60銭、こんにゃく20銭、酒1斗4円、臨時雑費3円70銭、合計30円

この時代としては、この成功式がいかに大掛りなものであったかが想像できる。

(9) 物故者の慰霊祭

用水組合では、用水路成功式に先立ち、明治34年3月記念碑建設の議が決定されてから、3月10日用水ゆかりの岩滝真願寺において、役員死亡者の追悼法会を執行した。



● 真願寺 (岩滝)

(10) 41名の慰霊祭

用水組合は、用水路成功式の翌日、大島浄念寺において、物故者遠藤平三郎外40名の慰霊祭を遺族を招いて執行した。



● 浄念寺 (大島)

(11) 慰霊追悼を年中行事

組合外の功勞者、小崎知事、駒田、阿部兩郡長を始め、郡書記、仲裁人五島半平、発起人岡田只治氏等は、相次いで没し、組合内の創業以来の功勞者も同様に、創業30周年の大正5年には、残り少なくなった。

横山忠三郎氏は、

「用水区域民が、こうして安心しておられるのは、ひとえに功勞者のお蔭である。物故功勞者の慰霊追悼は、組合相続の人の義務である。」

として、毎年1度執行されたいと、大正5年8月、管理者竹内郡長へ遺族名簿を添えて願出た。

それから、同組合では、毎年1回物故功勞者の追悼会を執行した。

3-21-8 間無田川の改修

各務用水完成後において、悪水は間無田川一方へ急流となって押寄せ、大島、宮代、岩滝の数字が水害を被り、かつ、豪雨の都度、伊吹から悪水路改修について督促される間無田川改修問題が台頭してきた。

(1) 3カ年の継続事業

用水組合では、「岩滝、大島、宮代地内間無田川修築工事補助金」として、300円を計上した。37、38年頃になり、伊吹の督促はいよいよ激しくなった。地元大島では、総工費1,518円余で大改修を計画し、これを3ケ年継続事業とし、不足分は区費をもって支弁するから、3ケ年間毎年300円づつ補助されたいと、地主総代数名は、他村組合有志者20余名の賛成を得て、40年2月6日付けで組合管理者へ願出た。

(2) 窮境に立つ大島の実情

地元大島では、間無田川による水害の原因

及び実情、伊吹よりの督促により窮境にある実情を開陳した理由書をもって重ねて願出、小林湛章氏も又、理由書をもって、悪水路改修の儀を願出た。

(3) 村当局へ手続き願ひ

蘇原村長に仕様書を添え、村会の議決を経て補助申請されるよう願出た。

(4) 蘇原村長へ再申請

間無田川改修問題は、おな、解決の糸口がつかなかったため、42年2月12日付けで、大島区長遠藤勝三郎氏は、村長代理者片尾林二氏に再申請した。

その後、間無田川改修が、何時、どのように行われたかは、つまびらかでない。

3-21-9 共通経済の専任職員

管理者稲葉郡長は、外に同一郡内の加納輪中水害予防組合及び大江川、荒田川開門、境川井堰の三普通水利組合の管理者を兼ねていた。従って、同郡役所の職員は、これ等水利組合の事務を兼務していて、事務遂行上支障を来すことが往々あった。

よって、稲葉郡長管理の5水利組合は、各組合会の議を経て、共通経済の専任職員の工手及び書記を任用することとし、明治40年4月22日付けで、知事に申請し、4月24日認可を受けた。

3-21-10 用水功勞者の表彰

各務用水普通水利組合では、明治41年に功勞者表彰の儀が起り、42年度に金34円の表彰費予算を議決し、43年3月13日盛大に表彰式を行った。用水組合では、機会ある度に、感謝状に物品を添えて、功勞表彰を怠らな

った。

(1) 普通水利組合創立功労者
明治32年4月27日普通水利組合創立功労者として、横山忠三郎氏が郡長から表彰された。

(2) 八之字形堰築造功労者
明治33年1月20日、八之字形堰築造功労者として、岡田只治氏が郡長から表彰された。

(3) 桂冠郡長に感謝状
7年の間、組合管理、災害復旧工事、八之字形堰築造工事、あるいは普通水利組合結成等について、組合育ての親であった。浜口郡長が、桂冠帰郷するに当り、組合の決議により、同33年3月24日感謝状と物品を贈った。

(4) 銀杯及び功労金を贈る
組合区域外にあって用水開削の主唱者となり、組合育ての親であった岡田只治氏に対し、同36年10月20日感謝状、銀杯及び功労金750円（3ヶ年分割）を添えて贈呈した。

(5) 被表彰者の調査委員
明治42年度予算に功労者表彰費3千円を可決した組合会は、被表彰者の範囲その他につき、調査委員として横山忠三郎氏外5名を選任して調査させた。用水創業以来携わった横山忠三郎氏は、郡長の内命により、功労者1人1人について、実情調査を行って内申した。この調査報告を原案として、調査委員会において慎重審議の上、次のとおり決定した。

- 1等金杯1箇：下野甚助、大野亀三郎
岡田只治、後藤小平治
横山忠三郎、故田上宮之丞
故横山半十郎
2等銀杯3組：平光四郎、龜山儀兵衛
後藤甚吾
3等銀杯大1箇：氏名不詳
4等木杯3組： ”

5等木杯大1箇： ”

なお、故阿部直輔元郡長の遺族に銀瓶1箇を贈り、この外岡田只治氏には、養老金を贈ることとした。

(6) 養老金1,600円贈呈
用水開削発起以来の功労者岡田只治氏へ養老金1,600円を、42年12月28日贈呈した。

(7) 表彰状及び贈呈状
明治43年3月13日郡役所隣りの式場にて、組合管理者齊藤郡長より被表彰者に贈呈した。金杯の横山氏には、養老金一封も贈呈された。



● 稲葉郡役所のもよう

3-21-11 組合規約並びに規程改正

(1) 36年の一部改正
明治36年2月13日付けで、「組合事業の目的を明らかにし、議員の選挙に関する手続の不備を補い、必要な付属員を増設等の改正」の認可を知事に申請した。同年7月10日認可された。

(2) 42年の全面改正
従来の水利組合条例に代り、水利組合法が施行されたので、全面改正を行い、明治42年2月20日の通常組合会の議を経て、3月10日付けで知事へ認可申請した。同年4月14日付

けで認可された。

(3) 徴収交付金を半減
明治45年2月27日の組合通常会において、従来区域内の村が組合費その他の賦課徴収に対する交付金は、徴収金の $\frac{1}{100}$ であったが、 $\frac{1}{200}$ に改正することに議決した。3月12日付けで認可申請して、同月18日付けで認可された。

(4) 組合金庫と同事務規程
明治45年1月25日付け、稲葉郡長管理の5水利組合は、金庫事務取扱者株式会社笠松銀行より担保として、1万5千円に相当する有価証券を差入れさせることとし、認可申請をして、翌2月5日付けで認可された。

(5) 収入金徴収規程改正
明治45年2月27日の通常組合会において、組合収入金徴収規程改正を議決し、翌3月19日付けで認可申請して、同月25日付けで認可された。

(6) 大正3年の規約改正
1914年（大正3年）3月6日の組合通常会において、組合規約改正を議決し、同月12日付けで認可申請して、同月17日付けで認可された。

(7) 組合給与規程の改正
大正3年3月12日付けで認可申請し、同月17日付けで認可された。

(8) 組合会計規程設定
大正3年3月6日の組合通常会において、組合会計規程を議決し、同月16日付けで認可申請して、同月23日付けで認可された。

3-21-12 大掛樋の鉄材架替え

(1) 大掛樋架替建議可決
津保川大掛樋は、震災復旧、水害復旧も、共に木造で復旧したが、大出水の度に危険に遭遇した。横山氏は、組合会の度に、熱心に鉄材改造論を主張したが、なかには反対して、伏越樋管の案もあり、容易にまとまらなかった。しかし、42年組合通常会において横山氏は、「津保川大掛樋の架替えも近づいた。45年度には、公債の年賦償還が終了し、組合の財政にゆとりができる。大掛樋は水害の心配がない鉄材で架替えることとしたい。この準備として翌年度予算に、測量及び設計費200円を計上されたい。」旨建議した。

このことについて、番外主任郡書記は、「番外も賛成である。別に経費を計上しなくても、予備費を支出し、技手を雇入れ測量設計しても差支ない。」と賛成された。これによって満場一致で可決し、大掛樋鉄材架替えは、第一歩を踏出した。

(2) 掛樋架替えの補助決定
炭がま郡書記の尽力により、43年度中に技手を雇い、大掛樋の測量及び設計をさせ、設計図書の完成を待って、県土木課の査定を申請した。県は、戸谷技師に現地調査させたが、「未だ架替えの時期に達していない。」との復命で、見送りとなった。

このことを知った管理者は、臨時組合会を開き、善後策を協議した。促進委員に後藤小平治氏外4名を選任して、県へ陳情させたが、好転しなかった。管理者は、横山氏を特使として参加方を懇請した。横山氏は、県土木課長とは面識の中で、「岡田氏への功労金3千円の議決贈与方」を申込まれて、実行したことの取引きで、「大掛樋は、架替え時期に達しているが、戸谷技師の時期尚早の復命と承られるが、実際はそうではない。是非共翌年度予算に補助費を計上して頂きたい。」と熱

心に陳情した。県吉成土木課長は、中野技師外3名に実情調査を命じた。横山氏は、腐朽の状況を説明し、折入って懇願した。中野技師は、成立するよう努力すると回答して帰庁した。これは明治44年9月15日のことであった。管理者及び委員は、再三県へ陳情し、郡選出県会議員武藤嘉門、堀常松、坂口拙三氏に運動した結果、45年度予算に計上、県会で可決をみた。

工費4万4,536円61銭
 県費補助1万3,200円
 組合負担3万1,331円61銭

45年2月26日組合通常会において予算を議決し、3万円を起債とする議を可決し、掛樋改築の臨時委員に横山忠三郎氏外5名を選任した。

(3) 起債5年に短縮

掛樋架替え財源の起債は、濃飛農工銀行で10ヶ年賦返済で借入れることとし、県を経由して、内務・大蔵両大臣へ許可申請した。本省の査定の上、5ヶ年賦に修正してきたため、管理者は、直ちに5ヶ年賦に手直して再提出した。田上郁一氏、大野三郎氏等は、10ヶ年賦を貫徹するため、大野代議士に本省への運動を依頼した。が、結局は、5ヶ年賦に短縮して許可された。その後、齊藤郡長は、掛斐郡長に転任した。

(4) 7カ月で工事竣工

竹内郡長は、数回臨時委員と熟議し、掛樋工事を美濃電気軌道株式会社社長才賀藤吉の手代に請負わせ、1912年(大正元年)10月1日起工した。地質悪く、工事すこぶる困難を極め、橋脚の基礎が進まず、当局、委員共焦燥にかられた。請負者を始め、管理者、委員心を合せ、幾多の山積した困難を乗り越えて、大正2年4月25日に竣工させ、通水ができた。この間横山氏は私財を投入し、当局の実費弁償申出も受けなかった。管理者は、10余年後、大正13年4月30日感謝状を贈り、徳行を

賞揚した。



● 掛樋竣工 (芥見)

3-21-13 取入口の改良工事

(1) 上流改修で取水困難

県民待望の三大川上流改修は、当初予算2千万(内474万5千円本県負担、68万4千円愛知県負担)をもって、大正10年度より10ヶ年継続事業として施行されることになった。

長良川筋は、左岸岐阜市より下流へ羽島郡小藪村間、右岸稲葉郡長良村より海津郡大江村間を改修しようとするものであった。(内務省告示)この改修工事の進捗に伴い、河川水位の低下現象がでてきた。

このため、用水取入れが困難という、予想外の問題が発生したので、八の字堰体の大改修をするか、又は、取入口を上流へ変える大改良工事を断行するか、二者択一の窮境に追いこられたのである。



(2) 改良工事当初予算

八の字堰体の大改修は、一時の改修になるが、決して永久の良策ではない。

既に濃尾震災復旧当時、取入口を上流へ上げよとの強い意見があり、永年の懸案をこの機会に解決せよとの世論が高まった。当時の

費用は、およそ13万円程であったが、組合内で議決しないうちに、日支事変が起き、物価の高騰を来し、1942年(昭和17年)冬通常県会の県営事業予算に、3ヶ年継続45万2千円で提案し、次の表のように更正又は繰延べを行った。

	昭和17年 通常会	昭和18年 参事会	昭和19年 通常会	昭和20年 通常会	昭和21年 通常会	昭和22年 通常会
総 額	452,000 [※]	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000
昭和18年度	120,000	33,000	33,000			
" 19 "	165,000	252,000	52,000		85,001	85,000
" 20 "	165,000	165,000	183,000	1		
" 21 "	-	-	183,000	182,999	1	282,399
" 22 "	-	-	-	183,000	182,998	82,600
" 23 "	-	-	-	-	183,000	0

● 継続年期支出方法

(3) 物価騰貴と最終予算

戦後、高進を続けたインフレのため、諸物価の暴騰を来し、既定予算をもっても施行できぬので御破算とし、又、将来の見通しが困難な

ため、継続年期支出額を定めず、事業分量に応じて予算を編成することとし、総額4,500万円と予定したが、資材及び人夫賃の高騰により、ついに7,500万円の巨額を要した。

事業年度	事業費 支出額	財 源				繰上施行に 要する立替金	立替金に対 する還付金
		国庫補助	県 費	地元負担金	地元立替金		
昭和21年度	282,400 [※]	-	-	98,840	183,560	-	-
" 22 "	-	141,200	542,360	500,000	-	-	183,580
" 23 "	16,050,000	8,025,000	(繰越500,000) 3,512,500	(繰越500,000) 3,512,500	-	-	-
" 24 "	22,100,000	11,050,000	5,525,000	5,425,000	-	-	-
" 25 "	36,567,600	18,283,800	9,141,900	9,141,900	-	-	-
内24年度繰	21,700,000	10,850,000	5,425,000	5,425,000	-	15,560,000	-
" 25 "	14,867,600	7,483,800	3,741,900	3,741,900	-	-	15,560,000
合 計	75,000,000	37,500,000	18,721,760	18,721,760	183,580	15,560,000	15,743,580

● 県営各務用水改良事業費支出

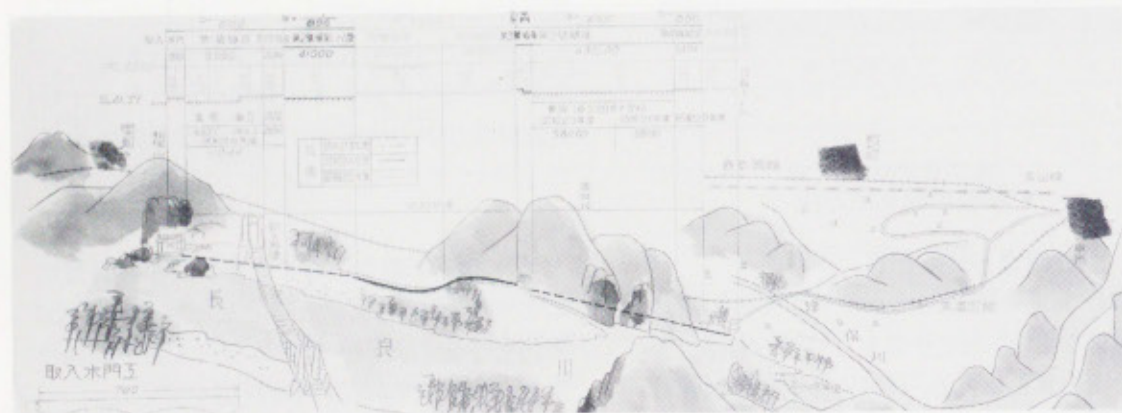
(昭和25年3月14日)

(4) 改良事業の概要

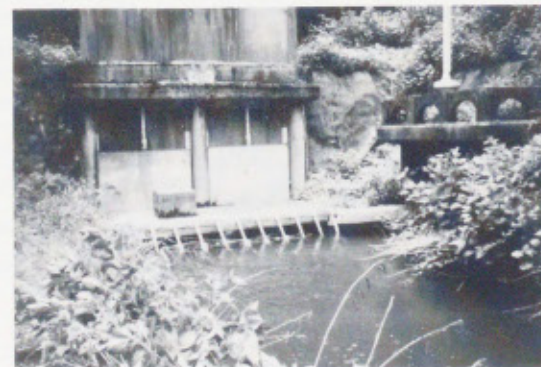
取入口 長良川左岸約2,340米上流地点
 取入水門 関市小瀬地内鮎の瀬橋上流100米
 延長9米、取水量4.67立方メートル/秒
 導水路 第1号トンネル 85.5米
 暗渠 436.94米
 練石積舗装 1,001.53米
 調節水門
 導水路 第2号トンネル638.0米

取付暗渠 104.18米
 開渠 64.0米
 工事施行 昭和22年度 第2号トンネル58米
 " 23 " 導水路 580米
 (内90米巻立)
 取付暗渠93.74米
 " 24 " 取入水門
 第1号トンネル66.37
 米(内18.63米巻立)

第1号暗渠 26.94米
 第2号暗渠 410.0米
 第3号暗渠、調節水門
 サイホン工
 " 25 " 開渠第1号 651.53米
 " 第2号 350.0米
 " 第3号 64.0米
 通水 昭和26年5月11日



●長良川取水口



●開渠部

3-21-14 改組以降の組合経費

各務用土地改良区沿革史より記載した。

年度	予算額	備考
明治32年度	26,854,116 ^円	通常
" " "	565,544	追加
" 33 "	9,850,793	通常
" " "	1,135,000	追加
" 34 "	6,498,028	通常
" 35 "	3,828,693	"
" 36 "	3,760,224	"
" 37 "	2,997,750	"
" 38 "	3,935,273	"
" 39 "		
昭和25年度		不詳
" 26 "	13,850,352 ^円	
" 27 "	2,230,520	
" 28 "	5,560,472	
" 29 "	5,569,959	
" 30 "	5,012,496	
" 31 "	4,613,418	
" 32 "	3,447,500	
" 33 "	3,329,915	
" 34 "	8,952,390	
" 35 "	26,203,800	
" 36 "	10,006,600	
" 37 "	9,699,040	
" 38 "	6,388,150	
" 39 "	5,406,000	

年度	予算額	備考
昭和40年度	5,403,500 ^円	
" 44 "	6,062,767	
" 45 "	5,678,108	
" 46 "	6,889,621	
" 47 "	100,663,967	
" 48 "	101,032,729	
" 49 "	50,660,738	
" 50 "	26,415,461	
" 51 "	94,296,402	
" 52 "	37,750,697	
" 53 "	51,777,531	
" 54 "	24,576,450	
" 55 "	17,750,943	
" 56 "	22,111,593	
" 57 "	18,602,398	
" 58 "	22,064,585	
" 59 "	18,173,380	
" 60 "	21,265,443	
" 61 "	23,425,318	
" 62 "	22,508,649	
" 63 "	22,401,758	
平成元年度	20,131,072	
" 2 "	21,360,000	

3-21-15 組合設置当時の土地の反別戸数調

地目等	村名							計
	小金田村	芥見村	岩村	藤原村	加加村	北長森村		
田	759,523	390,804	544,828	548,804	532,103	186,118	2,962,320	
畑	32,515,680	18,993,960	27,654,930	26,909,730	25,739,900	9,352,204	140,565,404	
畑	—	722,616	491,602	383,900	8,410	434,103	2,040,700	
畑	—	23,121,750	15,252,340	8,512,750	333,890	11,673,890	58,894,620	
山林原野	—	84,529	14,222	140,201	54,100	71,604	364,726	
地	—	175,384	104,700	528,490	205,870	180,360	1,194,804	
宅地	—	—	87,018	—	—	81,018	168,106	
地	—	—	3,471,920	—	—	3,146,300	6,618,220	
面積計	759,523	1,198,019	1,138,810	1,072,905	594,613	772,913	5,536,923	
地価計	32,515,680	41,691,094	46,483,890	35,950,970	26,279,660	24,352,754	207,274,048	
組合員数	147	479	390	195	345	52	1,608	
戸数	160	420	288	177	304	112	1,461	

(注) 藤原村 山林 120,710反 地価 528,490
 原野 10,929 地価 不詳
 山林(官有地) 8,422 地価 —
 計 140,201 528,490

3-21-16 組合会議員

1887年(明治20年)4月に発足した各務郡芥見村連合村会時代における連合村会議員、その後1899年(明治32年)1月普通水利組合に改組以降の組合会議員は、ともに組合予算並びに重要事項に参加したことが記録されており、用水組合発展上の功労者である。

(1) 連合村会時代

各務用水発足当初の連合村会議員は、第1回連合村会が自然流会となり、創業費村請額の不均衡を唱えて過半数が辞職し、問題の村請額が仲裁によって解決後、補欠選挙を行い、その議員によって創立費予算、その他が議決されたことは、既述のようである。

組合発足以来の功労者岡田只治氏が、1901年(明治34年)3月に再版した、「各務用水一覽表」および、横山忠三郎氏の「各務用水に関する経歴書」より、用水発足当初の議員を列挙した。

村別	議員名
芥見村	下野甚助、篠田長七郎
岩田村	丹羽周助、矢島藤吉
岩滝村	大野半左衛門、加藤利八
大宮村	横山伊八、横山円蔵
三柿野村	丹羽文蔵、長尾正之右衛門
前洞村	松岡幸助、津田元右衛門
西市場村	坂井清兵衛、中村新右衛門
山後村	遠藤太平、遠藤勇右衛門
岩地村	浅野庄三郎、平光市右衛門
水海道村	平光庄吉、平光里一

(2) 水利組合時代

1899年(明治32年)1月各務用水普通水利組合許可以後、同年3月選挙を行ったり、又、同34年に半数改選されたが、詳らかでない。

改組後の第2回半数改選は、同36年3月4日に行われたが、その結果は次のようであった。

村別	議員名
小金田村上白金	後藤貞吉
芥見村芥見	山田七三郎、篠田頼治郎 亀山弥兵衛
岩村岩滝	大野五兵衛
蘇原村大島	横山忠三郎、林竹松
〃三柿野	丹羽文蔵
那加村前洞	横山虎之助
〃山後	遠藤惣治郎
〃岩地	浅野芳太郎
北長森村水海道	平光武左衛門、小酒井善之丞

その後、明治42年4月14日付けで組規約の全条改正認可を受け、半数改選を止めたが、何時改選が行われたか定かでない。

この規約改正の会議に出席した議員を列挙した。

2番川島市重郎	4番坂井銀十郎
5番林竹松	6番北川九三郎
7番後藤小平治	9番井上嘉右衛門
10番篠田政治郎	11番小野清九郎
12番浅野芳太郎	13番山口与三太郎
14番桜井長左衛門	15番横山忠三郎
16番平光市松	17番平光円四郎
18番後藤敬太兵衛	19番小酒井善之丞
20番山田政市	21番後藤孫三郎
22番遠藤惣治郎	24番大野五兵衛
25番牧田国治郎	26番丹羽周助
27番大野三郎	28番遠藤郁雄
(欠席議員)	
1番篠田谷五郎	3番高橋市太郎
8番後藤甚吉	23番丸山守一郎

申出の議員名

資料がないため横山理事長が調査した組合議員氏名は次のとおりであった。

平光庄吉、平光武左衛門、平光里一、小酒井善之丞、平光円四郎、平光清八、平光健一、平光治三郎、平光円七

3-22 土地改良区設立

3-22-1 土地改良法の公布

昭和24年6月6日に法律第195号をもって土地改良法が公布された。従来の水利組合法は、普通水利と水害予防の二つを所管していたが、土地改良法は、「農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集団化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進することを目的とする。」ので、水害予防業務を分離したのであった。水利組合法は、施行以来、わが国水利関係に幾多の貢献をしてきたが、時代に適應するため普通水利関係を土地改良法に引継ぎ、発展的解消をした。

3-22-2 組織変更の決議

用水組合は、1952年(昭和27年)3月17日昭和26年度通常組合会を開き、土地改良区に組織変更することを決議した。

普通水利組合は、昭和27年8月3日限りで自然解散になるので、各務用水土地改良区設立認可を得るように決議したもので、同年8月2日に認可を受けた。(現存土地改良区では最も古株の部にある。)

3-22-3 総代選挙

定款に基き総代選挙を執行した。

区別	選挙区	総代数	確定有権者数
第1区	小金田村上白金、小屋名	10	156
2〃	〃下白金	7	91
3〃	芥見村芥見	25	299
4〃	岐阜市岩田	6	146
5〃	〃岩滝	7	137
6〃	蘇原町大島、伊吹	14	194
7〃	〃宮代	2	32

区別	選挙区	総代数	確定有権者数
第8区	〃三柿野	1	36
9〃	那加町前洞	13	154
10〃	〃北洞	2	55
11〃	〃西市場	5	127
12〃	〃山後	1	32
13〃	〃岩地	1	32
14〃	岐阜市水海道	6	106
計		100	1,597

3-22-4 臨時総代会

各務用水土地改良区総代100名の当選が確定したので、仮理事長松岡太助は、用水創設当時より由縁の深い芥見村真聖寺において臨時総代会を招集した。

(1) 理事選挙

第1選挙地域	後藤甚市
第2〃	篠田良種
第3〃	横山留吉
第4〃	横山多賀治
第5〃	松岡太助
第6〃	平光健一

(2) 監事選挙 総代会において選任

第1選挙地域	高橋隆衛
第2〃	坂井義平

(3) 知事任命

蘇原町大島	遠藤万一
小金田村下白金	山田小助

(4) 理事長の互選

理事長	横山多賀治
なお、職務代理者	松岡太助

(5) 可決した諸規則

議案第1号	土地改良区積立金規則
〃第2号	吏員退職給与金積立規則
〃第3号	総代会議規則
〃第4号	総代会傍聴人規則
〃第5号	土地改良区給与規程
〃第8号	監査規程
〃第9号	公告式の件

3-22-5 通常総代会

1953年（昭和28年）3月26日新理事長の招集により、昭和27年通常総代会を開催した。

27年度改組以降分の予算並びに28年度通常予算、各務用水土地改良区規約、同理事長事務専決規程、同処務規程、同土木請負規則、同職員退職給与金支給規程、同給与規程、同財務規則、同堤とう並びに除糞使用規程を提案可決した。

3-22-6 発電計画の概要

各務用水土地改良区は、毎年かんがい期間以外の8ヶ月の間通水量を利用し、津保川大掛樋上流に発電所を設けて発電しようと考えて、専門技術者に依頼して調査した結果、有効落差6米を利用すれば、190KWの発電ができ、可能であることが判った。

非かんがい期間	6月15日～9月15日
取水口	関市小瀬地内取入口
発電所位置	津保川掛樋上流に新設
使用水量	4立方メートル/秒
有効落差	6米
理論馬力	190KW、年間1,231,200KWH
建設費	21,400万円、1KW当り17円40銭

この発電計画は、計画だけで実現しなかったが、当時の関係者の着想、感覚はすばらしかった。



●発電取水口を計画したところ

3-23 土地改良区定着

3-23-1 通常総代会

1954年（昭和29年）3月17日稲葉郡芥見村真聖寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-2 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 横山多賀治、松岡太助、後藤甚市（6名）篠田良種、横山留吉、平光健一
 監事 高橋隆衛、坂井義平、遠藤万一（4名）山田小助

理事会において互選の結果、理事長に横山多賀治が選任された。

事務職員 村瀬道樹、宮部梅二、清水対三

3-23-3 通常総代会

1955年（昭和30年）3月30日稲葉郡芥見村真聖寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-4 通常総代会

1956年（昭和31年）3月31日稲葉郡芥見村真聖寺において、諸般の事項を議決したが、特に総代定数100名を61名に減員するよう定款を変更し、次のとおり各選挙区の定員を決定した。

第1区	関市上白金、小屋名	6名
“ 2区	“ 下白金	4
“ 3区	岐阜市芥見	15
“ 4区	“ 岩田	4
“ 5区	“ 岩滝	4
“ 6区	稲葉郡蘇原町大島	7
“ 7区	“ “ 宮代	1
“ 8区	“ “ 三柿野	1

第9区	稲葉郡蘇原町伊吹	1
“ 10区	“ 那加町前洞	8
“ 11区	“ “ 北洞	1
“ 12区	“ “ 西市場	3
“ 13区	“ “ 山後	1
“ 14区	“ “ 岩地	1
“ 15区	岐阜市水海道	4

3-23-5 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 横山多賀治、後藤甚市、篠田良種（6名）松岡太助、横山留吉、平光健一
 監事 高橋隆衛、丹羽一一、坂井義平（4名）遠藤万一

理事会において互選の結果、理事長に横山多賀治が選任された。

3-23-6 総代選挙

1956年（昭和31年）11月1日総代61名を決定した。

3-23-7 通常総代会

1957年（昭和32年）3月27日岐阜市西野町西別院船橋願誓寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-8 通常総代会

1958年（昭和33年）3月27日岐阜市西野町西別院船橋願誓寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-9 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 横山多賀治、後藤甚市、篠田良種
(6名) 丹羽一一、坂井義平、平光健一
監事 川島好雄、高橋隆衛、遠藤万一
(4名) 西村佐一郎

理事会において互選の結果、理事長に横山多賀治が選任された。更に、出納責任理事に丹羽一一が選任された。

3-23-10 代表監事の選任

同年5月31日岐阜市東別院において監事会を開き、代表監事互選の結果、川島好雄氏を選任した。

3-23-11 通常総代会

1959年(昭和34年)3月1日稲葉郡那加町西市場法蔵寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。なお、総代会終了後、同所において事業功労者追悼会を遺族の参列のもとに執行した。

3-23-12 臨時総代会

同年12月8日関市農事センターにおいて、9月26日の伊勢湾台風による災害復旧を中心とする次の事項を議決した。

1 用悪水路費追加	143,500円
2 災害復旧費追加	2,451,000円
3 改良費追加	1,480,600円
4 県営改良促進費追加	250,000円
5 諸費追加	50,000円
区債費追加	45,000円

差引支出において、1,386,000円の増額とし、その財源は、

1 補助金追加	150,000円
2 返済費追加	1,236,000円

3-23-13 通常総代会

1960年(昭和35年)3月29日岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-14 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 坂井義平、後藤甚市、篠田良種
(6名) 平光健一、丹羽一一、横山多賀治
監事 川島好雄、水野秀一、遠藤万一
(4名) 西村佐一郎

理事会において互選の結果、理事長に坂井義平氏が選任された。なお、理事長代理者に篠田良種氏を選任した。

又、同日の監事会において、互選の結果、代表監事に川島好雄氏を選任した。

3-23-15 臨時総代会

1960年(昭和35年)10月2日岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において、8月13日の第2室戸台風による災害復旧を中心とする事項を議決した。

災害復旧事業費(国庫)として1,330,700円を計上して、取入口及び開渠その外の水路復旧をなし、その財源は農林漁業資金の借入れにより賄い、補助金収入後これを繰上償還することとし、農林漁業資金の借入金のみでの不足額は、区費賦課金の増加徴収によることとし、1,500,000円を計上した。

3-23-16 総代選挙

1960年(昭和35年)10月31日任期満了による総代選挙を行い、定員61名に対し、立候補者数(土地改良法の改正により立候補制となった。)は61名であった。無投票により全員当選した。

3-23-17 通常総代会

1961年(昭和36年)3月28日岐阜市芥見真聖寺において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

上記総代会後、本土地区改良区の創設功労者として、1960年(昭和35年)8月31日従五位に叙せられた岡田只治氏、後藤小平治氏、横山忠三郎氏の記念碑を芥見事務所東隣に建立したので、遺族の出席をえて除幕式を執行した。



● 創設功労者三氏の碑(芥見)

3-23-18 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 坂井義平、後藤甚市、篠田良種
(6名) 大野順蔵、平光健一、横山多賀治
監事 川島好雄、水野秀一、丹羽一一
(4名) 遠藤万一

理事会において互選の結果、理事長に坂井義平氏が選任された。

3-23-19 臨時調査委員会

総代会において決定した区費賦課率の調査方につき、臨時調査委員会を設置し、その第1回委員会を1962年(昭和37年)4月23日岐阜市梅河町水産会館において開会した。役員と各地区より選出した委員6名の総数16名により協議した。第2回は、同年7月11日伊奈波県事務所において協議した。第3回は、19

63年3月25日伊奈波県事務所において協議したが、結論を得られなかった。



● 伊奈波県事務所の当時の姿(岐阜市)

3-23-20 通常総代会

1963年(昭和38年)3月28日岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-21 通常総代会

1964年3月28日岐阜市今小町岐阜信用金庫美江寺支店において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-23-22 役員選挙

上記総代会後、任期満了による役員選挙を行い、次のとおり選出した。

理事 坂井義平、後藤甚市、篠田良種
(6名) 大野順蔵、遠藤万一、平光健一
監事 川島好雄、高橋隆衛、丹羽一一
(4名) 遠藤喜代蔵

理事会において互選の結果、理事長に坂井義平氏が選任された。

3-23-23 総代選挙

1964年(昭和39年)10月30日任期満了によ

る総代選挙を行い、定員61名に対し、立候補者数61名で、無投票当選と決定された。

3-23-24 通常総代会

1965年（昭和40年）3月27日岐阜市東別院において、諸般の事項を議決し、即日閉会した。

3-24 伊勢湾台風の影響復旧工事

1959年（昭和34年）9月26日の伊勢湾台風による長良川の大洪水のため、関市小瀬地内の取入水門の操作室及び幹線開渠部に土砂流入等の災害を受けた。早速役員は、現地調査をなし、県の応援により復旧事業計画書を作成し、同年10月26日災害復旧査定を受け、国庫災害復旧工事に着手した。

(1) 第1号復旧工事

取入水門操作室の天井、壁等の原形復旧
取入水門、取付護岸並びに階段工練石積原形復旧

(2) 第2号～第6号（関市小瀬地内）工事

水路埋没土砂取除き、原形復旧

(3) 水路埋没土砂の排土工事

埋没土砂1,174立方メートルの排土、原形復旧

以上復旧に要した総工事費は、1,719,500円であった。工事は、指名競争入札により、関市の中部建設機が、1959年12月10日～1960年3月25日に施工した。

なお、上記復旧本工事に先立ち、水路埋没土砂の応急排土を工費474,000円をもって、指名競争入札により、各務原市の堀組が施工した。又、関市小屋名地内鬼橋附近の崩壊堤とう復旧工事を工費25万円で、指名競争入札により、羽島市の南谷工務店が施工した。

この復旧工事費の財源は、その8割相当額を農林漁業資金より借入れ、不足額は、他の

金融機関より一時借入をなし、又、区費賦課金等を充当した。

借入時期	借入先	借入額	償還方法
35. 3.21	農林漁業	1,900千円	3年据置10年賦
35.12.23	金融公庫	10,300	〃
36.11.15	〃	2,100	〃
37.12.25	〃	1,620	〃
38. 6. 4	〃	1,400	〃
38. 6. 5	〃	220	〃
計	〃	17,540	



● 取入水門の被害状況



日時	気圧	風向	風速	雨量
26日15°～24°	992.2～955.6	南々東	6.1～30.9	76.5mm
27日1°～3°	987.3～994.1	南西	9.6～5.9	0.1
計				76.6

● 伊勢湾台風

3-25 第二室戸台風 ——（台風11、12号）

伊勢湾台風の大災害復旧を多額の経費をもってなし得た翌年の1960年（昭和35年）8月13日、又々それ以上の「第二室戸台風」の大災害を受けた。役員、組合員は、ふんがいの極みであったが、かんがい期のため一刻も猶予ならず、直ちに復旧調査をなし、災害査定を受け、補助申請をすると共に、埋没土砂の排土工事を昼夜兼行で実施し、応急通水をなした。

(1) 第1号工事 37万円

操作室—鉄筋コンクリート造、スピンドル—曲りを修正

(2) 第2号工事

開渠の最上流部 アーチ型暗渠

(3) 第3号工事

アーチ暗渠化の上部練石積
右岸堤40米、左岸堤29米

(4) 第4号工事

第3号工事の下流右岸堤原形復旧

(2)～(4)の復旧工事費 880万円

(5) 水路埋没土砂排土工事—50万7千円 延長 903m

(6) 小屋名地内旧取入口堤とう、鬼橋附近の右岸堤築堤復旧 —50万7千円

以上復旧に要した総工事費は、1,023万7千円の巨額に及び、更に小瀬調節水門前左岸堤の崩壊復旧を工費67万3千円で、又再度の鬼橋附近の右岸堤の崩壊復旧を工費36万8千円で復旧するなどをしたが、台風被害の甚大さを物語っている。

災害復旧費の財源は、既述の農林漁業資金を借入れ充当した。

降雨量	長良川水位			
	美濃	関	芥見	忠節
八幡 484mm	警戒水位 2.00	最高 7.00m		
美濃 299	〃 3.50	〃 5.70		
岐阜 122	芥見 〃 5.50	〃 6.65		
	忠節 〃 3.00	〃 6.00		



● 第二室戸台風による洪水状況（芥見地内）



● 第二室戸台風による洪水状況



● 第二室戸台風による洪水状況（芥見地内）

3-26 その他災害復旧工事

1961年(昭和36年)6月26日愛知、岐阜、三重の三県下での集中豪雨により、小瀬調節水門前右岸の崩壊(伊勢湾台風及び第二室戸台風で崩壊し復旧した箇所)の被害を受けたので、応急処置をなし、復旧調査を了し、又、小屋名地内鬼橋附近の右岸堤も又々崩壊の憂目を見たので、これも応急処置と復旧調査を了し、国庫災害復旧事業として査定を受け、その決定に基いて何れも指名競争入札により工事を実施した。

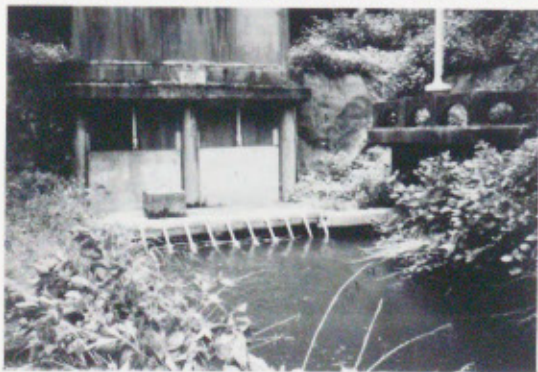
- (1) 小瀬調節水門前工事 67万3千円(岐阜山田組)
- (2) 鬼橋附近右岸工事 36万8千円(〃名岐建設)

この災害復旧の財源は、既述の農林漁業資金を借入れ、不足額は区費賦課金を充当した。

1962年(昭和37年)6月10日、11日の集中豪雨により関市小瀬調節水門前上流左岸が、40米にわたり崩壊し、用水路はこの土砂で埋没した。田植期のため埋没土砂の応急排土をなし、直ちに調査、復旧設計をして、7月25日災害査定を受けた。11月29日指名競争入札により124万8千円をもって山田組が施工した。

この工事は、左岸堤の原形復旧に加えて山地及び村落よりの悪水流下があって堤腹に浸透するのを防止するために溢流堤に改めて、堤とうに橋梁を架設した。

この工事費の財源は、既述の農林漁業資金を借入れ、不足額は区費賦課金を充当した。



● 小瀬調節水門

3-27 取入口門扉の電動化

関市小瀬地内長良川左岸用水取入操作室は、伊勢湾台風、第二室戸台風の連年原形がない程に崩壊し、その都度多額の復旧費を要した。今後の災害を考慮して従来の手動巻上機を電動巻上機に改良し、更に洪水時の安全を計って操作台を高くした。

- (1) 電動、手動二連動型巻上機2台
変速機1台、配電盤1式等
- (2) 操作台1式

この工事費143万円、指名競争入札により、岐阜市丸徳鉄工所が施工した。

なお、この工事に伴い扉改良取付工を山田組が18万9千円で請負施工し、更に、電灯、避雷針取付工、扉ローラ取付、扉底部改良、手摺、梯子取付工を、丸徳鉄工所が23万3千円で請負施工した。以上の各工事は、県単補助工事で実施したが、これにより取入口は、完備した。

この工事費の財源は、既述の農林漁業資金を借入れ、不足額は区費賦課金を充当した。



● 取入水門の電動化

3-28 県単災害復旧事業

毎年度災害復旧については、県単災害復旧事業により、三面舗装復旧、二面舗装復旧、コンクリート壁復旧、練石積復旧等数多くの採択を得て、工事を実施し、その効果は多大であった。そのうち主要なものを挙げると、

- (1) 関市小瀬調節水門前右岸堤は、二度の台風災害により崩壊したので、復旧には、長良川の洪水の場合を考慮して溢流堤に改良することにし、災害査定を受けて実施した。(既述)一旦長良川の水位が上昇して溢流堤を越えて流入する場合、洪水流に木株、木根、粗大ゴミ等も一緒に入り込み、調節水門の機能を阻害するため、県単事業で、溢流堤上に古レールを組立てて、流入防止を計った。この工事費は、143,800円にして、組立工事は丸徳鉄工所が施工し、基礎工事は山田義信氏が施工した。なお、古レールは、名鉄より払下げを受けて請負者に支給した。

- (2) 小瀬調節水門前の暗渠扉は、旧型にしてその操作は困難で、出水の場合効果がなかった。県単事業で鉄扉を改良した。この工事費15万円であったが、効果があった。

- (3) 関市小屋名地内鬼橋附近右岸は、伊勢湾、第二室戸台風による長良川洪水のため再度にわたり、同一箇所が崩壊したので、国庫災害で復旧した。このとき、県単事業で後の洪水防止対策として、西側に道路兼用の堤防かさ上げ工事を実施した。この延長146米、幅3.6米、高平均7.0米、工事費27万円であったが、これによって長良川の洪水位を防止できたのである。



● 用水溝畔の法崩れ



● 用水溝畔の法崩れ



● 鬼橋の現況(小屋名地内)

3-29 幹線水路の改良計画とその経過

数回に及ぶ通常総代会での総代の熱望に応じて土地改良区は、幹線水路改良を県に申し、県もその必要を認めて、基本調査を行い、具体的改良計画を樹立した。

3-29-1 計画の概要

改良計画の地域は、関市、岐阜市、各務原市の三市に及び、その受益面積は707haであって、当時の受益面積440haに対して267ha増加することにした。

各務用水は、創業以来既に70年を経過して、1951年（昭和26年）に取水施設及び導水路を新設して、取水についての不安は解決したのであるが、幹線用水路は依然としてもとのままであるから老朽による漏水甚だしく、下流部における水不足は常習的となり、水路の崩壊は度々起り、毎年毎年多額の維持補修費を要していた。

又、用水の末端では、地形上やむをえず境川や荒田川へ放水してかんがいでいたが、その取水施設に要する経費も多額を要することになり、これら河川は工場汚水、都市排水が流入するために水質汚濁して、悪臭がするようになり、年々この割合が増加してきて、水稲生育上においても、保健衛生上も改善が必要になってきた。

このため、本計画としては、空石積水路をコンクリート水路三面張りとし、排水路兼用を極力避け、水利の安全、水利施設の近代化、分水機構の整備を図ることにした。

主要工事計画 用水路改修 16,745米
概算事業費 3億8,200万円（附帯団体
営事業を除く）

うち地元負担額 9,550万円（総事業費の25%）
地元負担金の財源は、農林漁業資金より80%の7,640万円を借入れ、その償還は、工事期間5年、据置7年、年

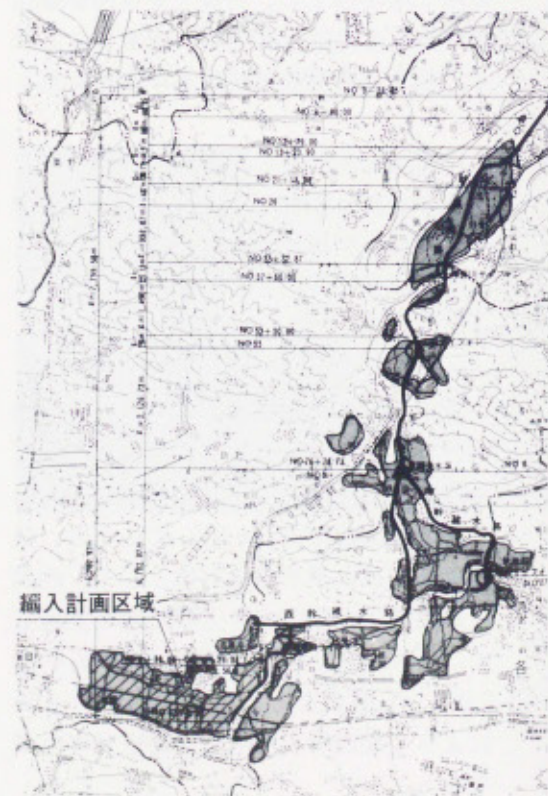
賦償還15年、利息6分5厘で27ヶ年賦償還とし、年平均当たりは、920円（最高で1,150円）となる見込みであった。

なお、団体営事業として1億910万円を要する見込みであった。

3-29-2 計画樹立後の経過

この計画は、1961年～1963年に行った。受益区域への編入267haについては、関係者と度々協議し、話し合いを進めてきたが、種々の事情によりなかなか同意が得られなかった。

しかし、熱心な関係者は、機を熟するのを待って、将来実現をみることができると期待し、努力を続けていった。



●受益区域編入計画区域

3-30 県営かんがい排水事業（第2次）

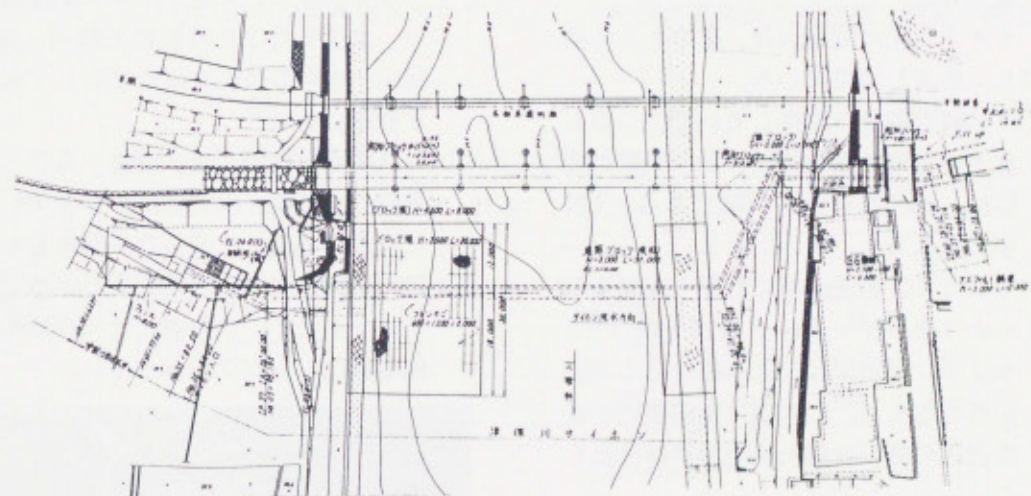
各務用水は、1949年～1951年（昭和26年）県営かん排事業によって、上流適地に取水口を新設し、2,340米の用水路を新設した。これにより取水は安定し、用水量の確保は出来たが、在来の用水路は依然として旧態のままで老朽甚だしく、下流部は常習的に用水不足しており、水路維持補修費は多額を要し、漏水甚だしい箇所では水路崩壊が度々発生し、用水配分に多大の労力と経費をかけていた。

又、下流部では、用水不足のため、境川、荒田川を堰上げて用水補給していたので、この施設維持にも極めて困窮していた。

本事業では在来水路の三面張コンクリート舗装をして、漏水損失を防止して、水不足を解消し、水利の安定を図り、分水機構を確立し、合理的な配水施設を完備した。

(1) 計画概要

第1番樋門工から東西分水工までの幹線水路7,756米を改良した。



津保川サイホン工のあらまし
このサイホンは、岐阜市芥見牛子向地内を流れる津保川を横断する幹線水路の一部である。従来は、既述のように掛樋で横断していた

流量は、津保川サイホン工まで5.825立方米/秒、その下流は5.00立方米/秒である。

東幹線水路 2,723米 流量2,091立方米/秒
西幹線水路 6,703米 流量2,959立方米/秒

主要構造物

1) 第1番樋門工

沈砂池、余水吐、流量調節ゲート（自動調節）

2) 津保川サイホン工

河川管理基準によりサイホンとした。
サイホン延長145.5米、流量5.00立方米/秒
径1,650mm 鉄筋コンクリート巻立
サイホン呑口上流自動除塵機取付

3) 東西分水工

東幹線、西幹線とに分水

(2) 受益面積

関市	94.1ha
岐阜市	386.5
各務用水	309.5
計	790.1

が、この鉄製掛樋は、1913年（大正2年）に完成したもので、橋脚の基礎が甚しく老朽していたのと、用水流量の増により改修が必要になった。

(1) サイホン工の概要

流量は、サイホン上流部で毎秒5.825 m³であるが、下流部では毎秒5.00 m³を必要とし、その流量差毎秒0.825 m³を余水吐・放水工で津保川へ放水する。サイホン延長は、145.5m、内径1,650mm内圧3Kの遠心力鉄筋コンクリート管を用いて、鉄筋コンクリートで全体を巻立て、管の屈曲部は異形鋼管を用いて安全を図り、アンカーブロックで保護した。

なお、サイホンの不測の事態に備え、ヴィクトリックローザージョイントを取付け、出入口には監査塔を設け、非常用及び流量調整のためゲートを取付け、更に入口監査塔の前に自動除塵機を設備した。

(2) 設計上検討した工法

従来の鉄製掛樋の架橋地点は、名鉄美濃町線の鉄橋が隣接併行していて、当初計画案では、水路橋で計画していたが、津保川改修計画との関係、施工及び施設の安全性からみて、サイホン工法にかえて検討した。

サイホン工の問題点は、次のように検討して解決して設計した。

① 名鉄の鉄橋が近接していて、しかも施工上危険であること、又、河床の地質は、玉石混りの砂利層である。(N値30以上でよく締っている。)

従って、名鉄鉄橋に影響を及ぼさないようオープンカット方式を採って、サイホン河道部は30米下流として平面屈折をさせた。左岸側の篠田薬局の家屋近辺の施工は鋼矢板の後普請法とした。

② 津保川の冬期間の洪水量を毎秒40 m³とし、半川締切工法で、仮締切堤をビニールシートで被覆し、土俵で押えて流水の透水を遮断した。湧水の排水は、ピーク時には口径150mm15HP水中モー

ターポンプを28台フル運転して、ドライワークで施工できた。この湧水排水で、左岸側の地下水低下で簡易水道が枯渇する被害もあった。

③ サイホン工の施工期間は、各務用水の落水期から鮎のそ上期までの10月～2月の5ヶ月間であること。

計画工程を綿密に作成し、施工工程をチェックしつつ実施したが、オイルショックの資材不足に見舞われたものの、設計検討してあったためトラブルなしに施工ができた。

④ サイホンの左右岸でボーリングによる地質調査をしていたが、1次仮締切堤の掘削にかかったとき、津保川の河芯部より右岸にかけて岩盤層(チャートの硬岩)にあたり、爆破が不能であり、100HP級のアイホンをピックハンマーと21トン級リッパートンザーの組合せにより、工程を乱さない範囲で施工ができた。

(3) サイホンの解説

サイホンは、又逆サイホン水路ともいい、水圧を受けた満流管で鉄道、道路、河川、水路等の低位部を横断して水を流す管路である。

低位部の横断には、直接、高盛土の開水路、水路橋、水管橋があり、又有利なう回水路で避けて通る方法もあるが、一般的に自然流下の開渠方式の水路ではサイホンがよく、水路橋に比べ経済的にも構造的にも有利な場合が多い。



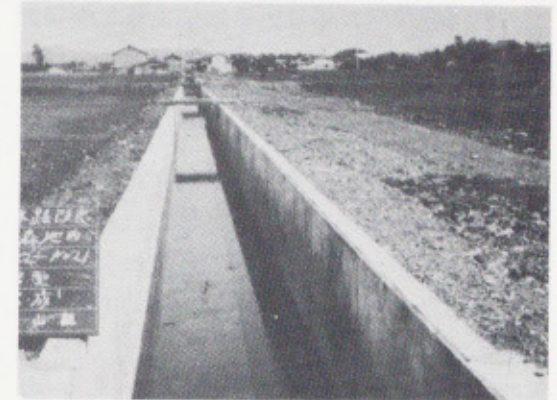
3-31 団体営かんがい排水事業並びに
県単独土地改良事業

従来は、取水堰やポンプ等によりかんがいでいた区域に、きれいで豊富な水が幹線水路によって流れてきても、旧来の水路のままでは、位置が悪かったり、老朽していたりで、折角の豊かな水に恵まれながら末端まで用水効果があがらなかった。

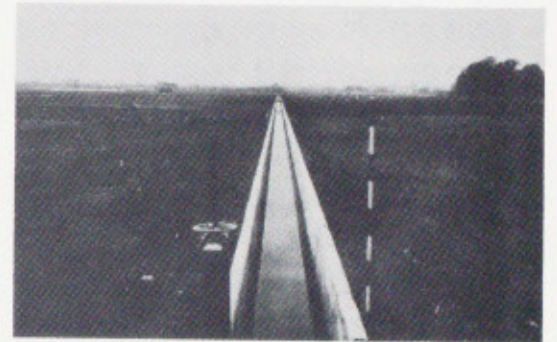
団体営かんがい排水事業は、県営かんがい排水事業に関連付けて、昭和44年度より施行し、県単事業は、団体営事業に関連して、次表のように施行した。

なお、圃場内の用水路は、別に示した団体営圃場整備事業で施行していったので、これらの事業の完成後には、豊かな水が文字通り、水田のすみずみまで行渡ったのであった。昭和49年度までに末端用水路を整備完了したので、箇所別の概要を次表にまとめた。その後の改良、安全施設整備などが施行されていますが、この表には含めていません。

このように県営事業に団体営事業更に県単事業を施行しなければ、本当に末端までよくならないわけでありませぬ。



● 団体営長森用水路 (岐阜市前一色)



● 団体営南長森用水路 (岐阜市細畑)

	団体営		県単独					団体営	県単独
	長森用水	西長森用水	南長森用水	山後用水	長新用水	細畑用水	切通用水	白金用水	野畑用水
総事業費	32,604千円	79,074	5,660	11,427	3,372	8,050	4,128	8,949	5,120
内訳	国庫補助	14,687	35,621	-	-	-	-	4,031.5	-
	県費	4,842.1	11,743.5	2,264	4,570.8	1,348.8	3,220	1,712	2,048
	市	3,260.4	7,907.4	566	338.1	137	1,194	412.8	894.9
	借入金	7,810	18,930	2,260	3,220	1,480	3,550	2,000	2,600
	組合費	2,004.5	4,872.1	570	902.6	543.2	36	3.2	1,422.6
負担費				2,395.5					
着手～竣工	44年/11月～47/3	46/11～49/3	46/12～47/5	46/11～48/3	46/11～48/3	48/4～49/5	48/12～49/3	49/11～50/3	49/12～50/8
事業内容	用水路改良	左同	左同	用水改良自動堰	用水路改良	左同	左同	左同	左同
タイプ	コンクリート三面舗装	"	"	"	"	"	"	"	"
事業費	3,011.45 m	2,981.15 m	494.46 m	597.2 m	245.4 m	285.0 m	217.2 m	441.13 m	207.8 m

3-32 団体営圃場整備事業による末端整備

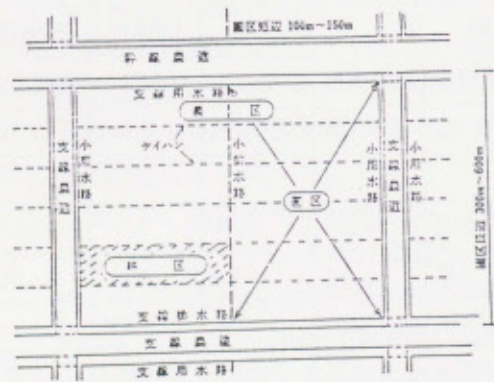
日本の耕地は、従来主として水利条件の有無により、水田と畑に区分されてきた。従ってその理想的な整備水準もそれぞれ異なっている。これまでの耕地整備の中心は水田に向けられてきたが、1963年（昭和38年度）に圃場整備事業が発足してから、急速にその事業実施が進展していった。

3-32-1 圃場整備事業の目的

圃場整備事業は、農業の生産基盤である耕地の区画形質の改善、用排水路、道路等の整備、耕地の集団化を総合的に実施し、農地を高性能機械の効率的な運行と適正な水管理を行いうる生産性の高い条件に整備することにより、農業の生産性向上と経営規模の拡大による農業構造の改善に資することを目的としている。

3-32-2 圃場整備のレベル

区画の形状、大きさは、水田における機械使用を条件付け、労働生産性に影響を与える重要なポイントである。区画の構成は、次の図のように、耕区は100m×30mの30



アールを標準とし、地区の営農形態、地形条件及び排水状況等を勘案して決定している。圃区は長辺長300m~600m（小水路の許容延長）、短辺長100（地表水排除を勘案）を標準とし、大局的地形判断、現況用排水系統、道路配置等と関連させて決定

している。

農道は、営農面のみでなく、農村整備の観点からも検討を加えて計画される。特に、幹線農道は圃場、加工流通貯蔵施設、集落、既設基幹道路との連絡関係を検討し、原則として二車線で計画される。また、支線農道は各耕区の短辺に接し、幹線農道と各耕区を結ぶ道路で、原則として一車線で車道幅員3~4mで計画される。

用水は、将来の作付体系、営農体系に対応した期別及び総用水量を確保できるよう計画される。

排水は、地表水排除と地下水排除の両面から検討し、機械の導入が可能で作物の生育に良好な圃場条件を与えるとともに、農村の生活環境の保全を考慮している。又、近年になって、汎用農地化を図る必要があるため、地下水排除のために暗渠排水を計画している。

3-32-3 圃場整備の実施

圃場整備事業の実施は、関係受益者の組合である土地改良区を中心に推進されている。各務用水受益区域内の実施状況は、次頁のようである。この土地改良区では、実施手続、計画書同意のとりまとめ等を行うための役員会を始め、工事委員会、換地委員会等を設置して施行の円滑化につとめていった。

特に、圃場整備事業は、個人の農地を直接工事の対象とし、更に、換地により所有権等の移動を行う事業であるから、受益者全員の同意のもとに行うことが望ましく、事業の実施段階に応じて、調整を図りながら推進されたものである。

事業計画に際しては、地元関係農家の要望を十分反映するように努め、各務用水を始め他事業との調整を図ってトラブルのないよう、設計担当者等が協議調整し、現地では、土地改良区の工事委員、補助監督員の尽力により、整然とした圃場に生まれ変

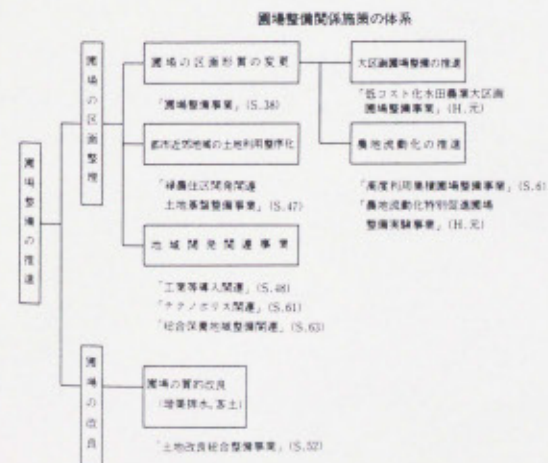
わってきたのである。

3-32-4 土地利用型農業の展開のため大区画圃場整備等の推進

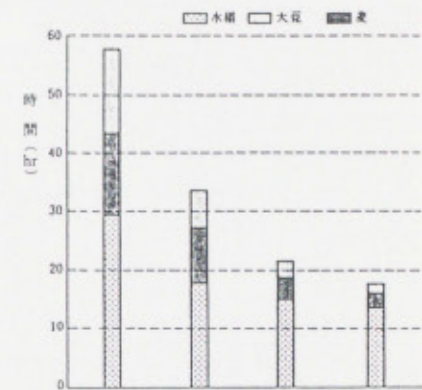
現状の零細土地所有による零細経営という構造的特質を改善し、合理的な農地保有に基づく生産性の高い農業を確立するためには、農業経営の規模拡大と分散農地の集団化等を進める必要がある。それには、圃場整備により、大・中型機械化体系による生産性の高い営農が可能となるよう圃場区画の大型化、分散農地の集団化、圃場条件の質的な改善を総合的に実施していくことが必要である。

そして、中核農家やこれらを中心とした生産組織の育成を図って、大規模経営体が大・中型農業機械による高能率な営農が展開できるよう誘導していくことが肝要である。併せて、圃場に対する用水供給や圃場からの排水をそれぞれ自由に管理し、農地の高度利用が可能となるよう用排水施設の整備を図ることが必要である。

各務用水においては、区域ごとに必要となる用水の分水をより早く送水できるよう今後の維持管理適正化事業などで検討し、改良していく必要がある。



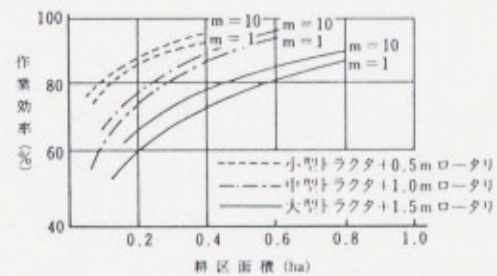
区画面積と10a当り労働時間（水稲、大豆、麦）



作物	区画	10 a	30 a	50 a	100 a
水稲	10 a	29.4	17.5	14.6	13.0
	大豆	14.0	8.6	4.1	2.8
	麦	14.5	6.6	2.8	1.8
	合計	57.9	32.7	21.5	17.6

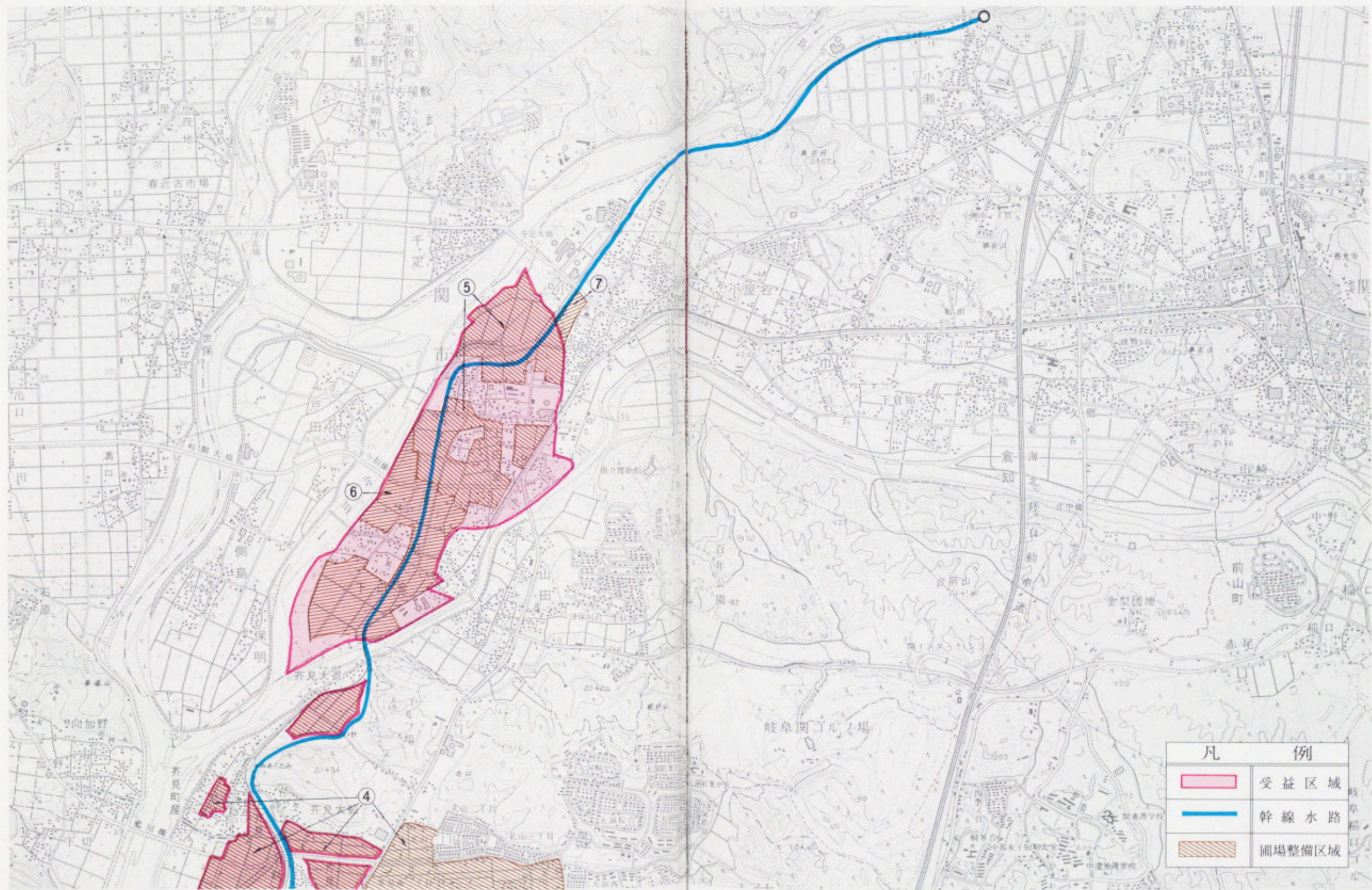
資料：本シミュレーションは61年農政報告の高水灌漑水田農業における生産水準（試算）の2毛作地域を基本として、同様の農業研究センター開発の「作業体系シミュレータ」等により試算したものである。
注：本シミュレータは、圃場作業効率と圃場作業量のみを変動要因としており、水稲における水管理、畦畔整備等の労働時間等については考慮していないことから、実際にはこれ以上の生産性の向上の可能性を有している。

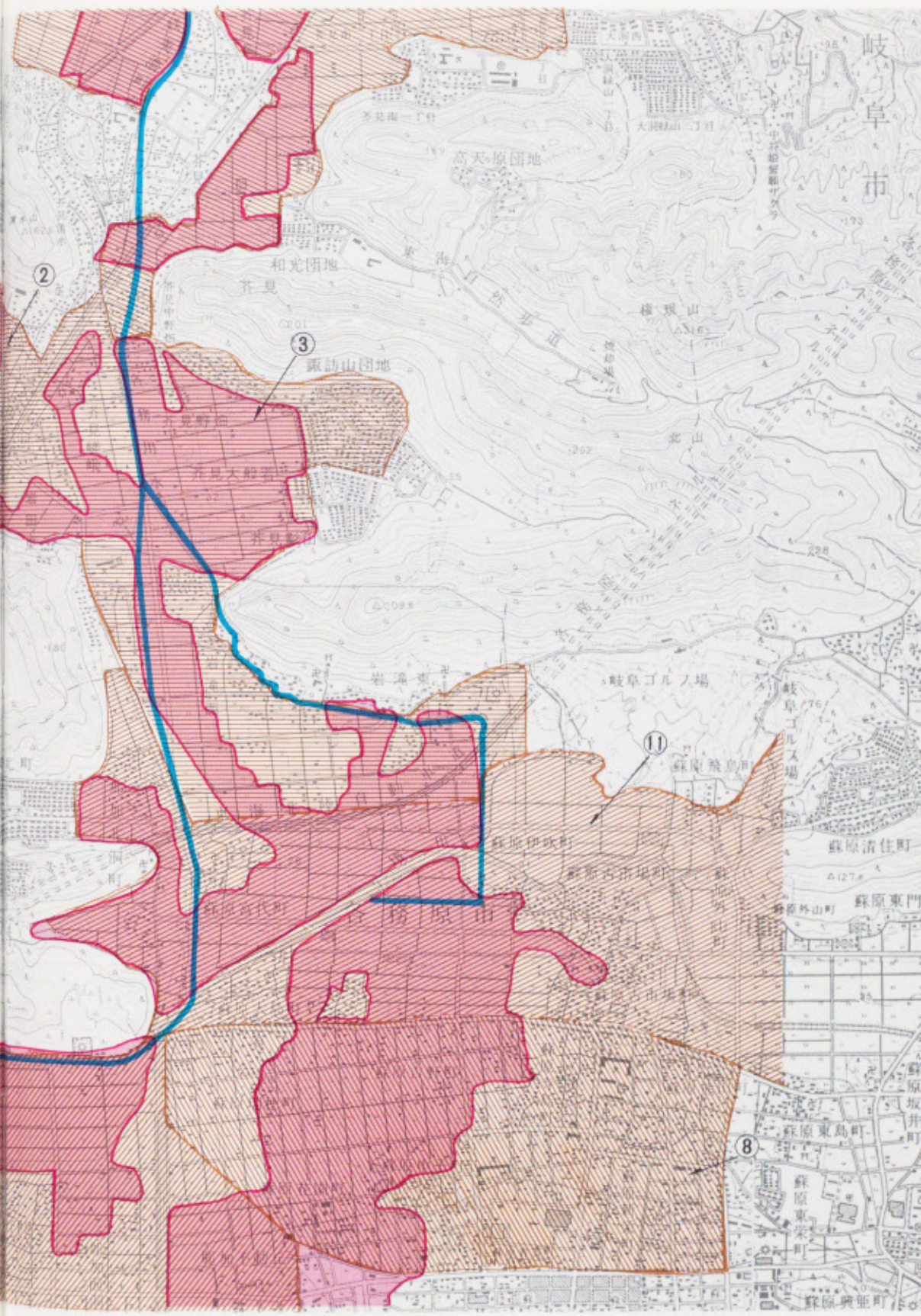
圃場区画の形状と作業効率

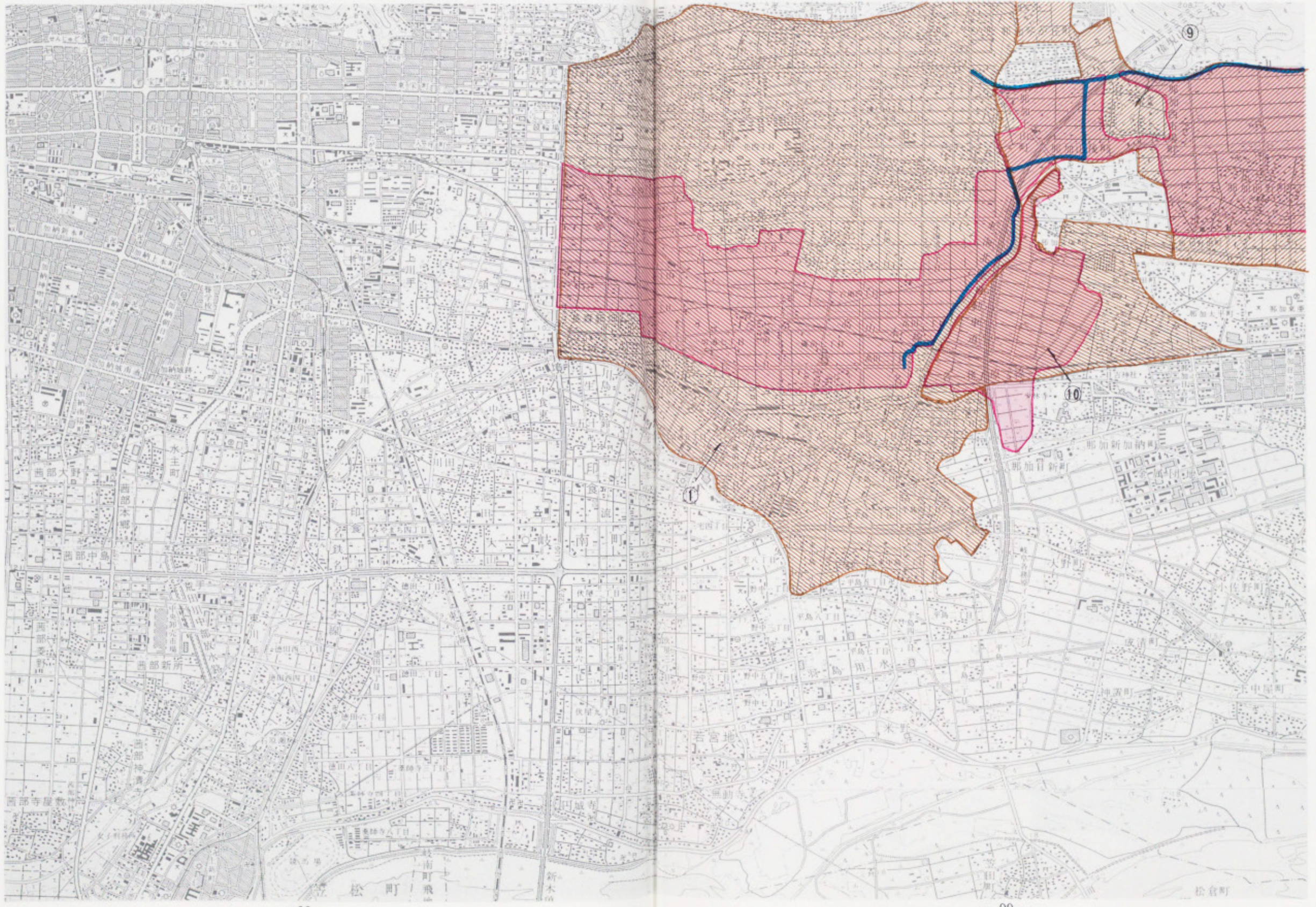


資料：構造改善局「土地改良事業計画設計基準 計画 圃場整備（水田）」

このような大区画圃場整備事業は、本県内では、海津町、平田町、岐阜市網代、輪之内町で実施している。







市別	事業名	地区名	実施期間	事業量	事業費	付記	図示番号		
岐阜市	団体営圃場整備	東部第1期	昭34~36	200ha	45,441千円	}	}		
"	"	" 第2期	36~38	270	86,504				
"	"	" 第3期	37~38	50	11,625			635ha	①
"	"	" 第4期	38~39	20	7,500				
"	"	" 第5期	39~41	95	42,804				
"	"	岩	41~46	219	222,995		②		
"	"	地頭方	43~48	53			③		
"	" 畑地総合整備	芥見	44~48	118			④		
関市	"	上白金	47~50	47	158,690	非補助	⑤		
"	"	下白金	48~51	38	159,040		⑥		
各務原市	"	南部第1期	38~39	23	12,000	蘇原町	}		
"	"	" 第2期	39~41	141	82,306				
"	"	那加北部 第1期	40~44	116	92,265		⑨		
"	"	那加西部	41~44	94	82,890		⑩		
"	"	那加北部 第2期	41~44	82	88,340				
"	"	蘇原北部	42~49	308	638,575		⑪		
計				1,874					
関市	"	羽根	62	3	17,700	非補助	⑦		

1 岐阜市東部地区

岐阜市東部土地改良区
 整地碑（岐阜市長 上松陽助書）
 団体営区画整理事業 634ha
 昭和34年度～同41年度施行
 昭和51年1月建立



2 岐阜市岩地区

岐阜市岩土地改良区
 土地改良碑（岐阜市 蒔田 浩書）
 団体営圃場整備事業 173ha
 昭和41年度～同45年度施行
 昭和58年4月建立



3 岐阜市芥見地頭方地区

芥見地頭方土地改良区
 整地碑（岐阜市長 上松陽助書）
 団体営圃場整備事業 53ha
 昭和43年度～同48年度施行
 昭和49年5月建立



- 4 岐阜市芥見地区
芥見土地改良区
整地碑（岐阜市長 上松陽助書）
団体営圃場整備事業及び畑地総合整備
事業 118ha
昭和44年度～同48年度施行



- 5 関市上白金地区
団体営圃場整備事業 47ha
昭和47年度～同50年度施工



- 6 関市下白金地区
土地改良碑
団体営圃場整備事業 38ha
昭和48年度～同51年度施工



- 7 関市羽根地区
羽根土地改良区
団体営土地改良非補助事業
昭和62年度



- 8 各務原市蘇原南部地区
蘇原南部土地改良区
土地改良竣工碑（農林大臣 西村直己書）
団体営圃場整備事業 164ha
昭和38年度～同41年度施行
昭和43年9月建立



- 9 各務原市那加北部地区
那加北部土地改良区
竣工記念（各務原市長 平野喜八郎書）
団体営圃場整備事業 198ha
昭和40年度～同44年度施行
昭和55年3月建立



10 各務原市那加西部地区
那加西部土地改良区
完 (岐阜県知事 上松陽助書)
団体営圃場整備事業 94ha
昭和41年度～同44年度施行
昭和53年7月建立



11 蘇原北部地区
蘇原北部土地改良区
蘇原北部土地改良竣工碑
(内閣総理大臣 三木武夫)
団体営圃場整備事業 308ha
昭和42年度～同49年度施工
昭和51年度3月建立



3-33 土地改良施設維持管理適正化事業

近年土地改良事業の急速な進展に伴い、造成された施設が大幅に増加しているため、その整備補修が極めて重要な課題となってきた。これらの施設の整備、補修については、本来土地改良区等管理者が自ら行うものであるが、土地改良施設をめぐる社会情勢や諸条件の変容に伴い円滑に行い難い現状にある。

このような実情にかんがみ、土地改良区等が施設の整備、補修を行うための資金を造成し、この資金を利用して施設の定期的整備を行い、土地改良区等の行う土地改良施設管理の意識の高揚を図るとともに、土地改良施設の機能保持と耐用年数確保に資する目的で、1977年(昭和52年)に「土地改良施設維持管理適正化事業」ができたのである。

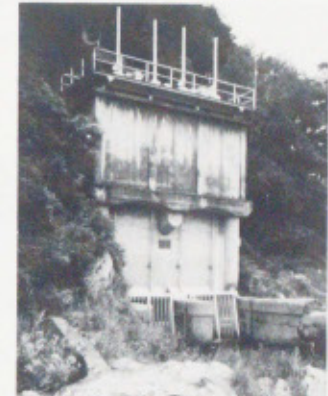
この事業による土地改良施設の整備、補修工事は、おおむね5年間単位に行われる施設の整備、補修であり、全国土地改良事業団体連合会が管理運営する「適正化資金」は、土地改良区等からの拠出金30%と地方公共団体の補助金30%及び国の補助金30%をもって財源とし、毎年度資金拠出者が行う適正化事業の実施に要する経費の一部を交付金として、県の土地改良事業団体連合会を経由して拠出者に交付される仕組みになっている。

この事業の基準は、次のようである。

- (1) 県管理指導センターの診断の結果必要と認められた整備補修であって、土地改良区等拠出金の対象となっていること。
- (2) 整備、補修の対象施設が、団体営規模以上の事業により造成された施設であること。
- (3) 1地区当り事業費が200万円以上のものであること。など

各務用水土地改良区としては、県営かんがい排水事業の完了後5年目の1979年(昭和54年度)より、次表に示したように順次適切に実施してきている。

実施年度	整備内容	事業費	備考
54	ゲート、操作盤、除塵機の補修	円 3,000,000	54年度加入(3期)
56	樋門、転倒堰の補修及び塗装	2,000,000	53年度加入(2期)
56	樋門の補修及び塗装 揚水機の補修	3,500,000	55年度加入(4期)
58	取入水門の補修、塗装	2,500,000	57年度加入(6期)
60	樋門及びスクリーンの補修並びに塗装	2,000,000	
61	扇野揚水機オーバーホール及び補修	2,500,000	
62	余水吐ゲート電動化 取水口水位計設置	2,500,000	
63	岩滝スクリーン設置 施設分解掃除、塗装	2,500,000	
平成2年(早期)	細細揚水機補修 伊吹スクリーン設置 各施設の分解掃除、塗装	2,500,000	
計	9	23,000,000	



● 取入水門の歳備、補修



● 水路施設の整備、補修

第 4 部

各務用水に尽くした人々

法 号

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

第4部 各務用水に尽くした人々 —— 用水を支えてきた人々

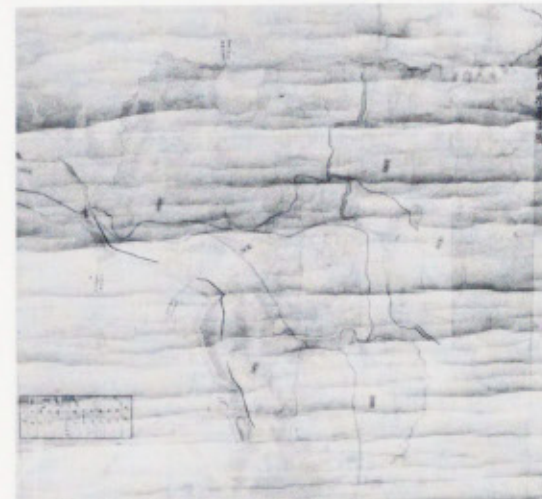
代組合管理者となった。1897年（明治30年）4月1日厚見・各務2郡及び方県郡の一部をもって稲葉郡を置いてからも変りなかった。

しかして、当初は、武儀郡小金田村大字上白金・下白金との組合用水のときは、小金田村長後藤小平治が管理に当り、管理者が2名であったが、同32年1月11日付けで、各務用水普通水利組合が設置されて、公法人に改組され、管理者は稲葉郡長1名になった。

次いで、1926年（大正15年）6月郡役所廃止以後は、本県在勤の地方事務官のなかより指定された。1942年（昭和17年）7月伊奈波地方事務所設置後は、その所長を管理者に充てた。

1952年（昭和27年）8月2日付けで、各務用水土地改良区が設立されてからは、理事長が管理することとなり、初めて組合代表者が管理することとなった。

次に歴代組合管理者の一覧表を示したが、各務用水誕生前の胎動期に一方ならぬ苦勞をされた郡長駒田正忠が、組合設立前に退職されていることがわびしい。



●開削当時の各務用水平面図

第3部沿革編で述べてきたが、各務用水に尽くした人々、用水を支えてきた人々は多い。

明治から大正、昭和初年にかけて活躍された先人の多くの方々は、故人になられ、存命の方は数少ない。

各務用水土地改良区沿革史、改良事業記念誌等に基づき次のように整理してみた。何しろ資料のチェックがしがたいため不十分な点については容赦をお願いする。

4-1 歴代組合管理者

各務用水創業のため小崎知事は、1887年（明治20年）2月各務郡芥見村外9ヶ村を区域に指定し、ついで同用水組合連合村会の成立を待ち、時の厚見・各務・方県郡長阿部直輔を管理者に指名し、その後は所轄郡長が歴

法 号	
明治20年	阿部直輔
明治21年	阿部直輔
明治22年	阿部直輔
明治23年	阿部直輔
明治24年	阿部直輔
明治25年	阿部直輔
明治26年	阿部直輔
明治27年	阿部直輔
明治28年	阿部直輔
明治29年	阿部直輔
明治30年	阿部直輔
明治31年	阿部直輔
明治32年	阿部直輔
明治33年	阿部直輔
明治34年	阿部直輔
明治35年	阿部直輔
明治36年	阿部直輔
明治37年	阿部直輔
明治38年	阿部直輔
明治39年	阿部直輔
明治40年	阿部直輔
明治41年	阿部直輔
明治42年	阿部直輔
明治43年	阿部直輔
明治44年	阿部直輔
明治45年	阿部直輔
明治46年	阿部直輔
明治47年	阿部直輔
明治48年	阿部直輔
明治49年	阿部直輔
明治50年	阿部直輔
明治51年	阿部直輔
明治52年	阿部直輔
明治53年	阿部直輔
明治54年	阿部直輔
明治55年	阿部直輔
明治56年	阿部直輔
明治57年	阿部直輔
明治58年	阿部直輔
明治59年	阿部直輔
明治60年	阿部直輔
明治61年	阿部直輔
明治62年	阿部直輔
明治63年	阿部直輔
明治64年	阿部直輔
明治65年	阿部直輔
明治66年	阿部直輔
明治67年	阿部直輔
明治68年	阿部直輔
明治69年	阿部直輔
明治70年	阿部直輔
明治71年	阿部直輔
明治72年	阿部直輔
明治73年	阿部直輔
明治74年	阿部直輔
明治75年	阿部直輔
明治76年	阿部直輔
明治77年	阿部直輔
明治78年	阿部直輔
明治79年	阿部直輔
明治80年	阿部直輔
明治81年	阿部直輔
明治82年	阿部直輔
明治83年	阿部直輔
明治84年	阿部直輔
明治85年	阿部直輔
明治86年	阿部直輔
明治87年	阿部直輔
明治88年	阿部直輔
明治89年	阿部直輔
明治90年	阿部直輔
明治91年	阿部直輔
明治92年	阿部直輔
明治93年	阿部直輔
明治94年	阿部直輔
明治95年	阿部直輔
明治96年	阿部直輔
明治97年	阿部直輔
明治98年	阿部直輔
明治99年	阿部直輔
明治100年	阿部直輔

●各務用水功勞者法号

時代	就任期間	区分	役職名	氏名	業績
郡長時代	1886. 3.18) 1893.12.20)	初代	厚見、各務、 方県郡長	阿部直輔	創業工事及び濃尾震災復旧 工事
"	1893.12.21) 1900. 3.11)	2代	稲葉郡長	浜口真澄	明治29.30年大水害復旧工事 普通水利組合に改組 八之字堰の築造
"	1900. 3.12) 1902. 6. 3)	3代	"	津田顕孝	
"	1902. 6. 4) 1903.10.19)	4代	"	小幡忠蔵	
"	1903.10.20) 1906. 6.15)	5代	"	沢田乙三	
"	1906. 6.16) 1908. 2.28)	6代	"	川田茂通	記念碑建設及び成工式を挙行
"	1908. 2.29) 1910. 6.11)	7代	"	斉藤実直	組合功労者表彰式挙行
"	1910. 6.12) 1915. 8.12)	8代	"	竹内伊之助	津保川大掛樋鉄材に架替
"	1915. 8.13) 1919. 7.30)	9代	"	村上定吉	
"	1919. 7.31) 1924.12.17)	10代	"	竹内伊之助	
"	1924.12.18) 1926. 6.30)	11代	"	大野勇	
地方事務官 時代	1926. 7. 1) 1928. 7.31)	12代	地方事務官	朝比奈泰	
"	1928. 8. 1) 1929.10.14)	13代	"	山野辺勝太郎	
"	1929.10.15) 1932.10.29)	14代	"	山崎隆義	
"	1932.10.30) 1934. 5.31)	15代	"	大垣勝太郎	
"	1934. 6. 1) 1936. 5.14)	16代	"	伊藤秀誉	
"	1936. 5.15) 1936. 8. 3)	17代	"	田口英太郎	
"	1936. 8. 4) 1937. 7.29)	18代	"	乾伊太郎	
"	1937. 7.30) 1939. 2. 5)	19代	"	中山春男	
"	1939. 2. 6) 1942. 6.30)	20代	"	枚田四郎右エ門	
地方事務所長 時代	1942. 7. 1) 1944. 3.31)	21代	地方事務所長	中井潔	
"	1944. 4. 1) 1945. 6.17)	22代	"	林正久	
"	1945. 6.18) 1946. 2.20)	23代	"	近藤貢	
"	1946. 2.21) 1946.11.22)	24代	"	川出久一	
"	1946.11.23) 1947. 9.29)	25代	"	青山静男	
"	1947. 9.30) 1950. 6.19)	26代	"	高井音吉	
"	1950. 6.20) 1950. 7. 9)	27代	"	千藤三夫	
"	1950. 7.10) 1952. 9. 8)	28代	"	橋本勝三郎	
"	1952. 9. 9) 1952.12.12)	29代	"	藤井己之助	

時代	就任期間	区分	役職名	氏名	業績
土地改良区 理事長	1952.12.13) 1960. 3.31)	30代	土地改良区 理事長	横山多賀治	各務用水土地改良区設立、育成
"	1960. 4. 1) 1977. 3.31)	31代	"	坂井義平	維持管理と県営かん排事業遂行
"	1977. 4. 1) 1980. 3.31)	32代	"	森守一	維持管理と長森区域の受益地編入
"	1980. 4. 1) 1990. 現在)	33代	"	浅野庄一	維持管理適正事業実施

4-2 用水開設までの尽力者

既述したように各務用水土地改良区沿革史より、次表のように整理した。

区分	氏名	期間	主な業績	表彰
芥見村	下野甚助	明治17年～	・用水開削仮発起人	
前野村	横山半十郎	明治17年～	・用水開削仮発起人	一等 金盃1個
伊吹村	水野唯七	明治17年～	・用水開削仮発起人	
前洞村	北川栄三郎		・用水開削委員	
芥見村	亀山儀兵衛		・用水開削委員 ・濃尾震災復旧に従事	二等 銀盃三ツ組
水海道村	平光円四郎		・用水開削委員	二等 銀盃三ツ組
岩滝村	大野半左エ門		・濃尾震災復旧に従事	
西市場	坂井清兵衛		・濃尾震災復旧に従事 ・水害善後策委員	
上白金村	後藤丈助		・上白金村代理人 ・二番樋伏込み問題に従事	
上白金村	後藤徳次郎		・上白金村代理人 ・二番樋伏込み問題に従事	
	平光宮五郎		・水害善後策委員	
大宮村	横山忠三郎		・各務用水委員	一等 金盃1個
戸田村	岡田只治		・各務用水委員 ・各務用水開削者(主唱発起人)	一等 金盃1個
小金田村	後藤小平治			一等 金盃1個

4-3 普通水利組合時代の尽力者

前項と同じく各務用水土地改良区沿革史より、次表のように整理した。

区 分	氏 名	期 間	主 な 業 績	表 彰
大 宮 村	横山 忠三郎		・八之字堰の進言 ・掛樋架替に尽力	一等 金盃1個
戸 田 村	岡田 只治		・八之字堰の設計	一等 金盃1個
小 金 田 村	後藤 小平治		・千疋増築工事の補助に従事 ・掛樋架替促進委員	一等 金盃1個
芥 見 村	亀山 儀兵衛		・記念碑建設委員	二等 銀盃三ツ組
	平光 季松		・記念碑建設委員	
上 白 金 村	後藤 幸治郎		・記念碑建設委員	
下 白 金 村	山口与三太郎		・記念碑建設委員	
芥 見 村	下野 甚助		・記念碑建設委員	一等 金盃1個
蘇 原 村 大 島 区	遠藤 勝三郎		・間無田川改修問題に尽力	
	下野 捨三郎		・掛樋架替促進委員	
	大野 三郎		・掛樋架替促進委員	
	田上 郁一		・掛樋架替促進委員	
	遠藤 彦治郎		・掛樋架替促進委員	
芥 見 村	篠田 頼治郎		・水利組合創設に尽力	
岩 村	矢島 力弥		・水利組合創設に尽力	
蘇 原 村	堀部 静一		・水利組合創設に尽力	
那 加 村	赤座 秀郷		・水利組合創設に尽力	
北 長 森 村	中島 淳		・水利組合創設に尽力	

4-4 土地改良区発足以来の尽力者

4-4-1 役員

土地改良区発足以来の役員を次表のように整理した。

年 次	理事長	理 事	監 事		計
昭和27年12月 } 31年3月	横山多賀治	後藤甚市、篠田良種、横山留吉 松岡太助、平光健一	山田小助 遠藤万一	高橋隆衛 坂井義平	10名
" 31. 4 } 33. 3	"	" " "	"	"	"
" 33. 4 } 35. 2	坂井義平	後藤甚市、篠田良種、丹羽一一 横山多賀治、平光健一	西村佐一郎 川島好雄	高橋隆衛 遠藤万一	"
" 35. 3 } 37. 2	坂井義平	横山多賀治、後藤甚市、篠田良種 丹羽一一、平光健一	川島好雄 遠藤万一	水野秀一 西村佐一郎	"
" 37. 3 } 39. 2	坂井義平	横山多賀治、後藤甚市、篠田良種 大野順蔵、平光健一	川島好雄 丹羽一一	水野秀一 遠藤万一	"
" 39. 3 } 41. 2	坂井義平	後藤甚市、篠田良種、大野順蔵 遠藤万一、平光健一	川島好雄 丹羽一一	高橋隆衛 遠藤喜代蔵	"
" 41. 3 } 43. 3	坂井義平	後藤甚市、篠田良種、丹羽一一 遠藤万一、平光健一	川島好雄 水野秀一	西村佐一郎 遠藤喜代蔵	"
" 44. 4 } 46. 4	松尾吾策 (副)坂井義平	後藤輝夫、篠田良種、亀山吾郎 丹羽一一、清水義治、遠藤喜代蔵 川島好雄、森 守一、林 茂	平光健一 川出新一	西村佐一郎 浅野庄一	15
" 46. 5 } 49. 2	坂井義平 (副)森 守一	後藤輝夫、篠田良種、亀山吾郎 丹羽一一、清水義治、横山京一 川島好雄、林 茂、(員外)上松陽助	平光健一 川出新一	西村佐一郎 浅野庄一	15
" 49. 3 } 52.	坂井義平 (副)森 守一	後藤輝夫、篠田良種、水野秀一 丹羽一一、清水義治、横山京一 川島好雄、林 茂、(員外)上松陽助	平光健一 川出新一	西村佐一郎 浅野庄一	15

年次	理事長	理事	監事	計
" 52.	森 守一	林 茂、篠田良種、水野重一	今尾 尚	15
∩	(副)浅野庄一	金武芳男、松岡義寿、横山京一	川出新一	
" 55.		丹羽喜三郎、前田 実、(員外)蒔田 浩		
" 55.	浅野庄一	後藤純三、篠田良種、亀山正治	西村佐一郎	15
∩	(副)林 茂	川出新一、金武芳男、遠藤忠博	前田 実	
" 58.		松岡義寿、小木曾仙吉、(員外)蒔田 浩		
昭和58.	浅野庄一	篠田 豊、後藤純三、金武芳男	西村佐一郎	15
∩	(副)林 茂	坂井正雄、後藤敏郎、平光重一	川出新一	
" 61.		小木曾正雄、前田 実、(員外)蒔田 浩		
" 61.	浅野庄一	篠田 豊、後藤純三、清水一光	山田大五郎	15
∩	(副)林 茂	坂井正雄、高橋 汪、大野三応	森 八郎	
平成 2		小木曾正雄、前田 実、(員外)蒔田 浩		
平成 2	浅野庄一	篠田 豊、後藤純三、清水一光	山田大五郎	15
∩	(副)林 茂	坂井正雄、堀部義雄、杉浦 章	前田 実	
" 5		遠藤義昭、小木曾正雄、(員外)蒔田 浩		

4-4-2 総代

土地改良区発足以来の総代を次表のように整理した。

選出年次	総代名	計
昭和27年10月	後藤 政一 後藤 甚市 後藤 輝夫 亀山 住三 後藤 文夫 梅田 玉夫 後藤 敬三 後藤 好雄 清水謙治郎 西村 源一 西村佐一郎 長谷部義夫 山田 泰正 山田 小助 松田 宮一 山田大五郎 山口 照一 後藤善之丞 篠田 真一 篠田 良平 桜井 彦一 後藤 秀雄 小川忠右衛門 後藤 辰雄 篠田善喜致 堀部 代蔵 篠田 定一 亀山 正市 水野 茂 篠田 真一 足立 精市 篠田 良種 柴田 守一 高橋 隆衛 渡辺 喜一 水野 秀一 宮田 栄一 松田 幸一 後藤 豊三 川村 与作 若山 小市 柴田 茂雄 丹羽 幸一 矢島猶治郎 丹羽 一一 丹羽 宮二 丹羽 節三 丹羽 貫一 大野 順蔵 横山 留吉 杉浦 治一 安田 重一 加藤 素 杉浦 義美 大野 裕弘 金武 照男 水野 肇 小林光治郎 横山九三郎 横山兵三郎	100名

選出年次	総代名	計
	後藤 忠雄 横山 梅吉 横山多賀治 林 信一 遠藤喜代蔵 遠藤 万一 林 治兵衛 小野木倉治郎 清水 四一 水野 仙蔵 横山 由之 川島 一二 牧田 清市 松岡 太助 横山 芳一 牧田竹三郎 川島 友市 津田 唯市 松田 秀一 北川 一郎 北川 真一 北川 丈助 横山 政一 北川 源吾 松田 寛一 横山 源一 石田栄治郎 島田 治作 坂井 義平 杉山 良一 岩田 増吉 松原 貞雄 遠藤惣治郎 浅野 悦司 平光 健一 平光源左衛門 平光 正男 平光 善作 平光 深吉 平光 円七	
昭和31年1月	後藤 甚市 後藤 文夫 後藤 輝夫 梅田 玉夫 後藤 種吉 古川 常二 山田大五郎 西村佐一郎 長部 義夫 松田 宮一 篠田 良種 高橋 隆衛 水野 秀一 川村 与作 篠田 真一 亀山 喜一 下野 亮介 後藤 軍一 亀山 庫三 後藤 政一 篠田善喜致 足立 精市 宮田 定一 後藤 政市 佐藤 誠一 丹羽 一一 丹羽 甚一 丹羽 宮二 矢島猶治郎 大野 一郎 杉浦 治一 大野 勇 大野 栄一 横山多賀治 遠藤 万一 遠藤喜代蔵 小野木倉治郎 横山 善明 林 万治郎 遠藤 忠雄 小野 利項 兼松 幸雄 小林 重吉 松岡 太助 川島 好雄 川島 治七 牧田 美一 横山 兼次 牧田 薫 牧田 明男 川島清九郎 横山 源一 坂井 義平 酒井 直八 前田 秋捨 遠藤 勇 浅野 悦司 平光 健一 平光 正男 平光 円七 平光 深吉	61
昭和35年10月	後藤 甚市 後藤 種吉 後藤 輝夫 後藤 文夫 梅田 玉夫 塚原 作治 西村佐一郎 山田大五郎 長谷部義雄 松田 宮一 篠田 良種 水野 秀一 古田 弥一 水野 重一 三輪 良一 高橋 隆衛 後藤 定一 亀山 庫三 亀山 吾郎 桜井 重雄 森 幸一 川村 与作 篠田 良衛 森 誠一 篠田 義雄 丹羽 義策 大野 増吉 後藤伊三郎 丹羽 京一 大野 栄一 大野 順蔵 大野 宮吉 亀山 喜一 横山多賀治 遠藤 万一 横山 寛一 林 万治 小野木 茂 遠藤喜代蔵 遠藤 忠雄 横山 千尋 兼松 幸雄 河合 有一 川島 好雄 牧田 美一 牧田 戊戌 松岡 進 津田 十一 松岡 定一 牧田 宇吉 津田 武義 横山 源一 坂井 義平 酒井 直八 前田 秋捨 遠藤 勇 浅野 栄作 平光 健一 平光 正男 平光 深吉 平光 円七	61
昭和39年10月	古川 甫 後藤 文夫 梅田 玉夫 後藤 甚市 後藤 輝夫 後藤 種吉 長谷部義雄 西村佐一郎 山田 小助 山田大五郎 亀山 七郎 亀山 孝一 亀山 吾郎 篠田 良衛 高橋 隆衛 浅見 芳市 篠田 良種 後藤 利一 水野 秀一 後藤 政一 林 満 桜井 重雄 篠田 広吉 森 幸一	61

選出年次	総代名	計
	後藤 清一 丹羽喜三郎 丹羽 一 丹羽 甚一 津田 政市 安田 光明 川出 実三 杉浦 勝治 杉浦 義美 小野木 茂 遠藤喜代蔵 箕浦 勇 横山 寛一 林 万治 遠藤 万一 遠藤 忠雄 横山 法義 川島 高永 小林 篤一 北川 利夫 松岡 定一 松岡太二治 松岡 輝雄 横山 真 牧田 美一 川島 好雄 川島 治七 横山 源一 坂井 義平 酒井 耕作 鎮木 真一 遠藤 久雄 浅野 栄作 平光 深吉 小酒井源吾 平光 善郎 平光 正男	
昭和44年4月	亀山 住三 西村 賢 後藤 守義 梅田 玉夫 後藤 信夫 山田 小助 長谷部義雄 山田大五郎 古田 弥一 亀山 吾郎 後藤 孝介 亀山 七郎 松田 勘助 桜井 重雄 篠田 良衛 渡辺 甚一 川村 国一 浅見 芳市 水野 重一 三輪 良一 丹羽喜三郎 丹羽 甚一 津田 政市 丹羽 一 丹羽 一男 亀山忠三郎 亀山 喜一 大野美津夫 川出 新一 遠藤 忠雄 横山 京一 横山 光二 林 万治 横山 法義 清水 文雄 金武 芳男 大堀 伍一 金武 光 水野 定穂 川島 高永 川島 好雄 北川 源内 津田 護 坂井 輝 石田 賢一 横山 源一 坂井 義平 岩田 利 酒井 静夫 遠藤 弘 浅野 栄作 牧田竹三郎 浅野 庄一 浅野 啓次 上田 忠雄 今尾 秀男 今尾 尚 足立嘉兵衛 柳原 利一 小木曾仙吉 小木曾正雄 古田 文 塩谷 種一 森 清 堀 梅雄 阿部 弘 平光 正男 平光 健一 平光 善郎 中島 速水 棚橋 貫一 平工 京一 平工仲三郎 沢田 林平 沢田二七夫 岡田 正一 岡田 兵一 林 芳三	78
昭和48年4月	亀山 住三 西村 賢 後藤 守義 梅田 玉夫 後藤 信夫 山田大五郎 長谷部義雄 長谷部梅雄 亀山 正治 亀山 七郎 亀山 孝一 桜井 重雄 田村 昇 浅見 芳市 堀部 彦吾 後藤 政一 堀部 一男 篠田 良衛 篠田 光治 川村 国一 丹羽喜三郎 丹羽 利夫 小野木兼一 丹羽 儀一 丹羽 一男 杉浦 恭持 大野 貫一 森 史郎 川出 倍子 林 万治 清水 四一 遠附 忠博 遠藤 喜美 横山 彰 金武 芳男 清水 文雄 飯沼 郁男 小林 正男 水野 定穂 北川 精治 松岡 定一 熊沢 一王 北川 源内 北川 博美 石田 賢一 横山 源一 坂井 義平 岩田 利 酒井 静夫 遠藤 弘 浅野 栄作 横山 芳一 浅野 庄一 浅野 啓次 上田 忠雄 今尾 秀男 足立嘉兵衛 今尾 尚 小木曾正雄 小木曾仙吉 柳原 利一 古田 文 塩谷 種一 森 清 阿部 弘 堀 清之助 平光 健一 平光 甚吉 平光 春美 中島 速水 棚橋 貫一 平工 京一 平工 善盛 沢田 佐夫 沢田 照義 岡田 正一 岡田 敏広 林 薫	78

選出年次	総代名	計
昭和52年3月	古川 浜吉 西村 賢 後藤 守義 西村 正武 後藤 信夫 山田大五郎 長谷部義雄 長谷部梅雄 亀山 正治 後藤 吉郎 後藤 善一 後藤 敏郎 田村 昇 浅見 芳市 堀部 義雄 後藤 隆 後藤 勲 篠田 良種 後藤 亀男 後藤 誠一 丹羽喜三郎 丹羽 利夫 小野木兼一 丹羽 儀一 丹羽 一男 大野 良美 加藤 実 大野 竹治 大野 稔 林 万治 清水 四一 遠藤 忠博 遠藤 喜美 小野 昌一 小林 憲 金武 正一 大堀 祐市 河合 進 水野 定穂 北川 清治 松岡 太門 熊沢 一王 北川 源内 牧田 太吉 石田 賢一 横山 源一 前田 実 岩田 利 杉山 泰一 遠藤 弘 浅野 栄作 牧田 温雄 浅野 庄一 浅野 啓次 浅野 金男 今尾 秀男 足立嘉兵衛 今尾 尚 小木曾正雄 小木曾仙吉 柳原 由照 古田 文 常川平四郎 森 清 阿部 弘 堀 清之助 小酒井九一 平光 甚吉 平光 顕彦 中島 速水 和田 輝夫 林 勝美 林 広美 沢田 民 沢田 正春 岡田 正一 岡田 敏広 八代 喜三	78
昭和56年3月	後藤 三男 後藤 守義 後藤 三義 西村 正武 亀山 源助 山田大五郎 長谷部梅雄 松田 宮一 堀部秩津雄 後藤 九市 篠田 良種 後藤 吉郎 松田 美和 水野 守 浅見 芳市 柴田喜久男 篠田 儀市 亀山 七郎 後藤 秀雄 後藤 秋吉 丹羽 康一 丹羽 錠一 丹羽 利夫 矢島 好美 小野木兼一 村瀬 晴美 大野 一郎 加藤 時春 加藤 茂 松浦 守 清水 巳好 小林鯉三郎 小野 文雄 遠藤 義昭 清水 四一 林 万治 横山 京一 大堀 薫 北川 清治 小林 輝雄 水野 正信 坂井 正雄 津田 武義 熊沢 紀一 熊沢 一王 横山 俊徳 石田 清 浅野 栄作 遠藤市治郎 赤座 秀市 酒井千明郎 杉山 利広 浅野 庄一 浅野 啓次 牧田 樹 浅野 金男 今尾 秀男 平光 重一 平光 一治 小酒井九一 栗田 好男 林 広彦 篠田 孝道 岡田 正一 林 昭治 林 茂治 沢田 芳郎 沢田 甚一 中島 速水 和田 輝夫 小木曾玉次郎 小木曾守夫 小木曾正雄 常川平四郎 古田 文 森 清 阿部 弘 堀 清之助 小野木利雄 足立嘉兵衛	80
昭和60年4月	後藤 守義 後藤 一男 西村 正武 岩井 光夫 亀山 源助 山田大五郎 長谷部梅雄 西村 勇 古田 光男 後藤 義彦 三輪 尚信 後藤 勲 柴田喜久男 亀山 春男 桜井多賀司 篠田 玉一 足立 盛司 森 利一 浅見 儀一 後藤 秋吉 丹羽 康一 丹羽 錠一 丹羽 利夫 仙石 一郎 矢島 好美 村瀬 晴美 加藤 実 大野宮三郎 領家 孝 杉浦 和俊 河合 金光 金武 由雄 小野木 桂 遠藤 義昭 林 健一 小野木弘司 横山 勲 大堀 祐一 北川 清治 水野 静男 水野 正信 松岡 太丸 津田 武義 北川 友吉 熊沢 一王 横山 幸雄 石田 賢一 浅野 栄作	80

選出年次	総代名	計
	遠藤 善雄 前田 貫一 杉山 助市 中村 一度 浅野 庄一 浅野 啓次 浅野 金男 牧田 進 今尾五十夫 平光 甚吉 平光 一 小酒井九一 林 郁市 林 時雄 篠田 孝道 岡田 正一 林 真 平工 京一 沢田 芳郎 沢田 力雄 中島 速水 和田 輝夫 小木曾玉次郎 小木曾守夫 小木曾正雄 常川平四郎 古田 文 森 清 堀 昇 堀 鉄次 足立 功 森 八郎	
平成元年4月	亀山 源助 梅田 忠男 後藤 和夫 後藤 定夫 後藤 美樹 山田大五郎 長谷部梅雄 西村 勇 水野 守 水野 光雄 後藤 九市 亀山 七郎 後藤 保久 亀山 盛雄 桜井多賀司 後藤 秋吉 足立 盛司 篠田 玉一 渡辺 学 浅見 儀一 丹羽 康一 丹羽 錠一 丹羽 利夫 仙石 一郎 矢島 好美 村瀬 勝美 加藤 芳久 加藤宮之丞 森 憲三 井上 一雄 清水 武直 小森鯉三郎 林 重直 横山 英逸 小野木 桂 遠藤 義昭 横山 義一 大堀 祐市 井上 勇 水野 静男 水野 忠治 熊沢 一王 津田 武義 北川 友吉 北川 保 石田 喜一 横山 政一 伊藤 実 遠藤 善雄 酒井 利雄 酒井 四作 坂井 篤広 浅野 庄一 浅野 啓次 浅野美津治 牧田 進 今尾五十夫 平光 甚吉 平光 正春 小酒井九一 林 郁市 小川 明 林 時男 和田 輝夫 伏屋 良一 沢田友一郎 平工 京一 平工 文夫 岡田 正一 赤地 寿夫 柳原 準造 小木曾正雄 小木曾玉次郎 森 敦範 森崎 重信 古田 耕平 堀 昇 堀 鉄次 森 八郎 足立 功	80

4-5 県・市(町)の尽力者

県営かんがい排水事業(第1次)着工後の1947年(昭和22年)以降の県及び市(町)の尽力された方々を掲げた。しかし、職員録などに基づき調べたものであるから、若しも記載漏れがあるときは何分にもご容赦をお願いします。

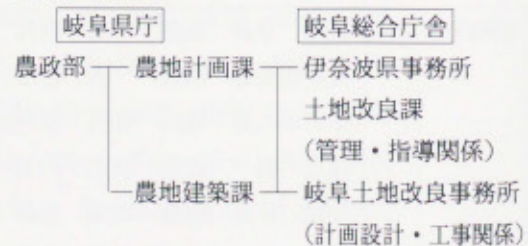
4-5-1 県の尽力者

昭和22年から本庁、出先機関別にし、部(所)長、課長、係長という直接系統に圧縮しました。組織の広がりにより次長、課長補佐があっても記載していませんので、ご容赦

をお願いします。

次表のように多くの方々の尽力によって各務用水改良ができたのです。改めて感謝し、故人に対してご冥福を祈ります。

現在の組織



年次	本 庁			出 先		
	部(局)長	課 長	係 長	所 長	課 長	係 長
昭和22年	栗原民之助	林 桂		青木逸雄		
" 23	"	"		遠藤 弘		
" 24	"	"	久保田一男	"		
" 25	"	"	"	"		
" 26	"	"	"	"		
" 27	"	"	"	"		
" 28	(局)林 桂	林 桂	"		加藤真直	春日正弘
" 29	"	前田 豊	"		"	宮崎治市
" 30	"	久保田一男	荒井正義		"	"
" 31	"	"	"		(係長)堀部勇	内田丈吉
" 32	"	"	"		"	"
" 33	"	"	"		"	"
" 34	"	"	"		"	"
" 35	(次)久保田一男	冨野 鑒	小島太郎		"	箕輪弘之
" 36	"	"	"		(課長)"	"
" 37	"	"	"		"	"
" 38	(部)山田治郎	"	(主専)"		(兼)"	"
" 39	"	"	"		"	安江 淳
" 40	"	"	"		"	"
" 41	"	"	"		"	河村正洋・林吉男
" 42	河合幸夫	荒井正義	"	堀部 勇	(宮崎治市 安江 淳)	(河村正洋・武市竜生 関誠信夫)
" 43	(次)荒井正義	井田 宗	"	"	安江 淳	高田信義
" 44	"	"	"	杉山 勉	"	"
" 45	(部)荒井正義	"	"	"	"	"
" 46	"	"	"	"	"	原田 豊
" 47	"	杉山 勉	"	林 春樹	"	足立昭雄
" 48	"	"	足立昭雄	"	"	加納喜明
" 49	(次)井田 宗	"	"	"	児玉敏夫	"
" 50	"	伊藤武昌	武市竜生		宮崎治市	村瀬槻雄
" 51	(部)井田 宗	"	"		"	桑原昌久
" 52	"	"	林 吉男		伊藤利昭	"
" 53	"	谷村 茂	河村正洋		"	"
" 54	"	"	"		児玉敏夫	福島靖二
" 55	(部)各務 守	"	丹羽 吉		"	"
" 56	(次)谷村 茂	西尾仁志	内田日出男		北島信次	"
" 57	"	高橋克美	"		"	川瀬正夫
" 58	(部)"	"	"		小森時雄	"
" 59	"	"	"		"	"
" 60	"	名和和男	"		山幡昭二	高橋光夫
" 61	(次)高橋克美	原田勝男	"		"	"
" 62	(次)名和和男	小島輝男	"		"	"

年次	本 庁			出 先		
	部(局)長	課 長	係 長	所 長	課 長	係 長
" 63	(次)名和和男	小島輝男	千垣内俊彦		安西正雄	高橋光夫
" 64	"	"	"		"	後藤鈴夫
平成元年	(部)"	国井 隆	"		"	"
" 2	"	"	"		田中武夫	野々垣熙

4-5-2 市(町)の尽力者

昭和42年から直接担当課長、係長に圧縮しました。組織の広がりにより次長、課長補佐があっても記載していませんのでご容赦をお願いします。

年次	役職別	岐 阜 市	関 市	各務原市
昭和42年	部 長		(建設)堀田三三	
	課 長	(耕地)加藤真直	(工務)加藤誠一	
	係 長			
43年	"	"	(耕地)加藤誠一	
	"			
44年	"		(建築)山田幸吉	
	"	"	"	
45年	"	(耕地)松尾 弘	"	
	"			
46年	"		(建設)笹倉文夫	
	"	"	"	
47年	"	"	"	
	"	"	(耕地)加藤文夫	
48年	"	(耕地)坂井 博	"	
	"			
49年	"	"	"	
	"			
50年	"	"	(耕地)永田孝雄	
	"			

年次	役職別	岐 阜 市	関 市	各務原市
昭和51年	部 長		(建設)笹倉文夫	
	課 長	(耕地)谷口幸雄	(耕地)福田 博	
	係 長			
52年	"	"	"	
	"			
53年	"	(耕地)棚橋 章	"	
	"			
54年	"	"	"	
	"			
55年	"		"	(経済)浅野友秋
	"	(耕地)大橋通三	(耕地)小林鋭司	(耕地)加藤 明
	"			(土地改良)藤井弘道
56年	"	"	(建設)山田一夫	"
	"		(耕地)小林鋭司	"
57年	"	(耕地)伊藤寿光	"	(経済)片岡喜久男
	"			(農政)大塚昭男
58年	"	"	(経済)福田定夫	"
	"		(耕地)小林鋭司	(農政)三宅吾郎
59年	"	"	"	"
	"			(耕地)下野和好
60年	"	"	(経済)村井磯弥	"
	"		(耕地)小林鋭司	"
61年	"	"	"	"
	"		(耕地)山田幹幸	"
62年	"	"	"	小林文一
	"			"
63年	"	(耕地)久保田岩男	"	"
	"			"
64年	"	"	"	岩井光男
	"			"
平成1年	"	"	"	(耕地)小川健司

年次	役職別	岐阜市	関市	各務原市
平成	部長	松尾三雄	(経済)西村 求	(経済)岩井光男
2年	課長	(耕地)久保田岩男	(耕地)山田幹幸	(農政)横山恒雄
	係長	辻 正男		小川健司

4-5-3 土地改良区職員の尽力者

宮部 梅二	昭27.8.1 技手	昭28.8.1 主任	昭37.8. 退職
清水 対三	昭29.4.1 区費徴収員	昭33.3.31 技手	昭38.6.1 主任 昭46.6.1 局長退職
宮西 清勝	昭45.7.10 書記	昭46.6.1 局長	昭63.3.31 退職
小森 時雄	昭63.4.1 局長		



宮部 梅二氏



清水 対三氏



宮西 清勝氏



小森 時雄氏

4-6 各務用水関係功労者

4-6-1 各務用水開削時代

各務用水土地改良区沿革史に基づいて次表のように整理した。

年次	氏名	功績	表彰者
明治32年	横山忠三郎	普通水利組合創設	稲葉郡長
" 33年	岡田只治	八之字形堰築造	"
" 33年	浜口真澄	組合育成	"
" 36年	岡田只治	用水開削組合育成	"
" 42年	下野甚助	用水創設	"
" "	大野亀三郎	"	"
" "	岡田只治	"	"
" "	後藤小平治	"	"
" "	横山忠三郎	"	"
" "	田上宮之丞	"	"
" "	横山半十郎	"	"
" "	平光円四郎	"	"
" "	亀山儀兵衛	"	"
" "	後藤甚吾	"	"
" "	阿部直輔	"	"
" 42	岡田只治	"	"
" 43	横山忠三郎	"	"
大正13年	横山忠三郎	津保川掛樋	"



坂井 義平氏



森 守一氏

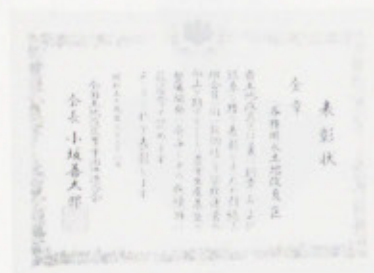


浅野 庄一氏

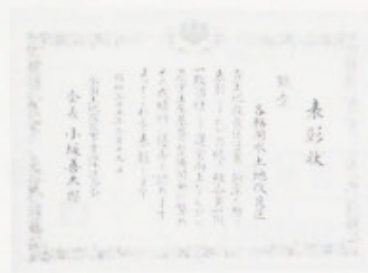
4-6-2 土地改良区時代

(1) 各務用水土地改良区

年次	区分	団体名	代表者名	地区面積	組合員数	主な業績
昭58	金章	各務用水土地改良区	浅野庄一	655ha	2,710人	県営かんばい事業の推進、用水施設の維持管理、適性化事業
54	銀章	"	森 守一	652	2,705	"、団体営、県営かんばい事業、適性化事業の実施
48	銅章	"	坂井義平	790	2,743	"、施設の維持管理



● 金章



● 銀章



● 銅章

(2) 土地改良功労者

岐阜県知事表彰者の土地改良功労者は次のようである。

年次	氏名	住所	役職
昭38. 5. 3	横山多賀治	各務原市 蘇原町	元理事長
39. 5. 3	平光健一	岐阜市 水海道	
41. 5. 3	篠田良種	“ 芥見	元理事

岐阜県土地改良事業団体連合会長表彰の土地改良功労者は次のようである。

年次	氏名	住所	役職
昭44. 3. 27	清水対三		元事務局長
45. 3. 27	浅野庄一	各務原市	理事 那加西部理事長
46. 3. 25	川島好雄	“	理事
47. 3. 27	丹羽一一		“
“	西村佐一郎	関市	“
48. 3. 28	亀山吾郎	岐阜市芥見	“
49. 4. 3	後藤輝夫		“
57. 3. 27	川出新一		“
“	鷺見政五郎	関市小瀬	取入水門管理人
58. 3. 19	宮西清勝	美濃市	主事



横山多賀治氏

年次	氏名	住所	役職
昭60. 3. 26	金武芳男		理事
61. 3. 28	前田実		“
62. 3. 18	後藤守義		“
54. 7. 9	河合辰男		各務原市 耕地課長補佐

4-7 開削竣工100年記念功労表彰者

◎ 横山忠三郎氏 (従五位)

出身地 岐阜県各務原市蘇原大島町976番地
 生年月日 1848年(嘉永元年)11月9日
 没年月日 1918年(大正7年)8月30日 70歳
 遺族 出身地と同じ 横山信三氏
 表彰理由 1879年(明治12年)大宮村の村長に就任以来、各務用水の開削に岡田氏、後藤氏と協力して尽力し、見事に完成させた。後も水利組合取締委員として終生用水に尽力され功績は偉大であった。



● 横山忠三郎氏

◎ 岡田只治氏 (従五位)

出身地 岐阜県関市戸田16番地
 生年月日 1850年(嘉永3年)5月19日
 没年月日 1914年(大正3年)9月10日 64歳
 遺族 岐阜市早田 木村善夫氏
 表彰理由 岡田氏は、川に挟まれた土地で育ったせいか、河川土木に興味をもち、いろいろ考察した。各務用水開削の解決策を快諾し、横山氏、後藤氏と協力し、完成させた。その功績は偉大であった。



● 岡田只治氏

◎ 後藤小平治氏 (従五位)

出身地 岐阜県関市上白金16番地
 生年月日 1863年(文久3年)3月9日
 没年月日 1924年(大正13年)
 遺族 大阪府吹田市藤白台3の5
 A27の206 後藤迪孝氏
 表彰理由 村長のかたわら白金用水を完成し、管理者になった。各務用水との合口工事を考



● 後藤小平治氏

え、村人を説得し、各務用水開削工事を完成させた。各務用水にかかる災害工事、村内の開田工事等に尽くされた功績は偉大であった。

◎ 坂井義平氏

出身地 岐阜県各務原市那加西市場町5の180
生年月日 1901年(明治34年)11月2日
没年月日 1989年(平成元年)8月15日
遺族 岐阜県各務原市那加西市場町5の180
坂井弘明氏

表彰理由 土地改良区発足時監事に就任され、昭和33年4月には理事長に就任され、以後52年7月まで連続19年理事長をつとめられた。この間県営かんがい排水事業による幹線用水路の大改修を推進され、用水路の整備について、氏の功績が大きい。



● 坂井義平氏

◎ 森 守一氏

出身地 岐阜市長森切通1088番地
生年月日 1900年(明治33年)3月2日
没年月日 1984年(昭和59年)7月29日
遺族 岐阜市長森切通1088番地
森 英一氏

表彰理由 昭和43年3月理事に就任され、46年5月副理事長に52年に理事長に就任された。

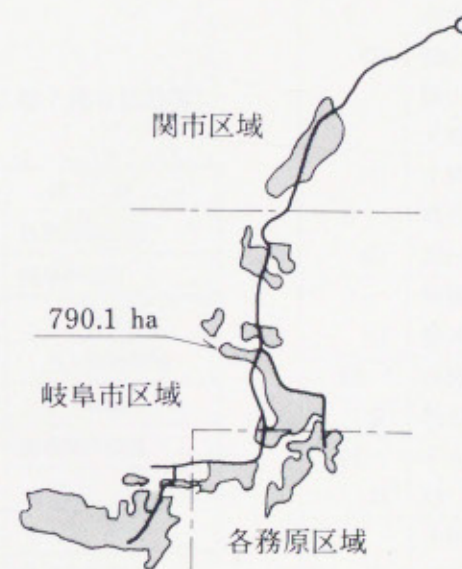
特に長森地区の受益地編入については、持前の政治力と実行力で成功させ、各務用水幹線水路改良に尽くされた功績は大きい。



● 森 守一氏

第5部

各務用水土地改良区の現況



第5部 各務用水土地改良地区の現況 —— 組合員のみなさんに知ってほしい事柄

5-1 各務用水土地改良区一覧

名 称	各務用水土地改良区
所在地	岐阜市司町1 (0582) 62-1485
認立認可	昭和27年8月2日岐阜103
関係市町村	岐阜市、各務原市、関市
面積	639.9ha
事業概要	用水
組合員数	2,625人
理事長名	浅野庄一

なお、岐阜県内には、平成2年4月1日現在167の土地改良区（連合を含む）があり、当各務用水は、古い順位で第4位である。第1位から第3位までは何れも用水の土地改良区である。

5-2 各務用水土地改良区の定款

定款の全容（一部省）は、131頁から135頁に示した。

5-2-1 現在の役員（平成2年7月3日公告）

選挙区	職務	氏 名	住 所
第5区	理事長	浅野庄一	各務原市那加
6	副理事長	林 茂	岐阜市塩町
2	理 事	篠田 豊	〃 上芥見
2	〃	堀部義雄	〃 芥見野畑
3	〃	杉浦 章	〃 岩滝
4	〃	清水一光	各務原市蘇原
4	〃	遠藤義昭	〃 〃
5	〃	坂井正男	〃 那加
6	〃	小木曾正男	岐阜市細畑
1	員外理事	後藤純三	関市上白金

選挙区	職務	氏 名	住 所
	員外理事	蒔田 浩	岐阜市長良
1	総括監事	山田大五郎	関市下白金
3	監 事	丹羽康一	岐阜市岩田
5	〃	前田 実	各務原市那加
6	〃	平光重一	岐阜市水海道

5-2-2 現在の総代（平成元年4月選挙）

選挙区	総 代 氏 名
第1区 (5)	亀山源助、梅田忠男、後藤和夫 後藤定夫、後藤美樹
2(3)	山田大五郎、長谷部梅雄、西村 勇
3 (12)	水野 守、水野光雄、後藤九市 亀山七郎、後藤保久、亀山盛雄 桜井多賀司、後藤秋吉、足立盛司 篠田玉一、渡辺 学、浅見儀一
4 (6)	丹羽康一、丹羽錠一、丹羽利夫 仙石一郎、矢島好美、村瀬晴美
5 (4)	加藤芳久、加藤宮之丞、森 惠三 井上一雄
6 (7)	清水武直、小林鯉三郎、林 重直 横山英逸、小野木桂、遠藤義昭 横山義一
7 (4)	大堀祐市、井上 勇、水野静男 水野忠治
8 (6)	熊沢一王、津田武義、北川友吉 北川 保、石田喜一、横山政一
9 (5)	伊藤 実、遠藤善雄、酒井利雄 酒井四作、坂井等広
10 (5)	浅野庄一、浅野啓次、浅野美津治 牧田 進、今尾五十夫
11 (4)	平光甚吉、平光正春、小酒井九一 林 郁市
12 (9)	小川 明、林 時男、和田輝夫 伏屋良一、沢田友一郎、平工京一 平工文夫、岡田正一、赤池寿夫

選挙区	総代氏名
13 00	柳原準造、小木曾正雄、小木曾玉次郎 森 敦範、森崎重信、古田耕平 堀 昇、堀 鉄次、森 八郎 足立 功
計	80人

5-2-3 土地改良区事務局

職名	氏名
理事長	浅野庄一
事務局長	小森時雄
書記	田中敏子

5-2-4 事務所

所在地	岐阜市司町1番地岐阜総合庁舎内
郵便番号	500
電話	<0582> 62-1485



旧県庁舎の建物、大正末期の建築で、70年近い。各務用水に比較できるような古い建築物だが、風格がある。普通水利組合以降の行政庁として関係が深い。

現在は、岐阜総合庁舎として県の出先機関が入っている。



●事務局の姿

総合庁舎3階の南東部に事務局がある。今では、珍しい木製のドアの中にある。大正時代の建築で、暗いが確かに落ち着きがある。駐車場が狭いのが嘆かわしい。

各務用水土地改良区定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び許可番号)

第2条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

市町村	大字名
関市	小屋名・上白金・下白金
岐阜市	芥見・岩田・岩滝
同市	水海道・琴塚
同市	高田・細畑・切通
同市	蔵前・北一色・前一色
同市	野一色・岩地・長森岩戸
各務原市	蘇原大島町・蘇原宮代町 蘇原伊吹町・蘇原吉野町
同市	蘇原島崎町・蘇原飛鳥通 蘇原寺島町
同市	蘇原申子町・蘇原古市場町 蘇原六軒町
同市	蘇原緑町・蘇原月丘町 蘇原早苗町
同市	蘇原柿沢町・蘇原三柿野町 蘇原吉新町
同市	那加前野町・那加北洞町 那加西市場町
同市	那加山後町・那加岩地町
同市	那加新加納町・那加野畑町 那加長塚町
同市	那加手力町・那加大平町 那加幸町・那加新田町

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款・規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 1 長良川よりの引水に伴うかんがい用水施設の維持管理
- 2 かんがい用水の調節に関する施設の維持管理
- 3 県営各務用水土地改良事業によって造成された施設の維持管理
- 4 農地又はその保全、もしくは利用上必要な施設の災害復旧並びにその施設の維持管理
- 5 長森用水改良事業及び維持管理
- 6 南長森用水改良事業及び維持管理
- 7 岩地・山後・長新用水路の改良事業並びに維持管理
- 8 白金用水路、野畑用水路、細畑用水路の改良事業並びに維持管理

(事業所の所在地)

第5条 この土地改良区の仕事所は、岐阜県岐阜市司町1番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区公告は、事務所に掲示場に掲示及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所に掲示場に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は岐阜日日新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定款及び選挙区)

第8条 総代の定数は80人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定

数は次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	総代数
第1区	関市小屋名及び上白金	5人
第2区	関市下白金	3
第3区	岐阜市芥見	12
第4区	同市岩田	6
第5区	同市岩滝	4
第6区	各務原市蘇原大島町・同宮代町 同 市同伊吹町・同市吉野町	7
第7区	各務原市蘇原島崎町・同飛鳥町 同市同寺島町・同申子町 同市同古市場町 同市同六軒町・同緑町 同月丘町・同早苗町・同柿沢町 同三柿野町・同吉新町	4
第8区	各務原市那加前野町・同北洞町	6
第9区	各務原市那加西市場町 同市同山後町・同岩地町	5
第10区	各務原市那加野畑町・同長塚町 同市同手力町・同大平町 同幸町・同新田町・同新加納町	5
第11区	岐阜市水海道・琴塚	4
第12区	岐阜市北一色・同市長森岩戸 同市前一色・同市岩地 同市野一色	9
第13区	岐阜市高田・同市細畑 同市切通・同市蔵前	10

(選挙人名簿の縦覧)

第9条 理事は、総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあってはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を五日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出等)

第10条 関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又

は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に文書で理事に異議を申し立てることができる。

2 理事は前項の異議の申し立てを受けたときは、その異議の申し立てを受けた日から3日以内にその異議の申し立てが正当であるかを決定しなければならない。その異議の申し立てを正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申し立て人及び関係人に通知し併せてこれを公告しなければならない。その異議の申し立てを正当でないと決定したときは直ちにその旨を異議申し立て人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

第11条 総代の選挙にあたり選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、1人とする。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

第13条 総代会においては、定款変更・土地改良事業計画の設定変更・土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規定の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項、以外の事項であっても、これを議決することができる。

第14条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないためさらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴

収の時期及び方法に限り総代の3分の1以上が出席しその議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第15条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の数)

第16条 この土地改良区の役員定数は、理事11人及び監事4人とする。

2 前項の役員定数のうち、理事1人は組合員でない者とする。

(役員選挙)

第17条 役員は総代が総代会において選挙する。

2 この定款にさだめるもののほか、役員選挙に関し重要な事項は附属書役員選挙規定で定める。

(理事長及び副理事長)

第18条 理事は、理事長及び副理事長を各1人互選するものとする。

第19条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し理事長が欠員のときは、その職務を行う。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い理事長及び副理事長共に欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第20条 この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第21条 監事は少なくとも毎事業年度2回こ

の土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は監事がこれを作成し総代会の承認を受けるものとする。

(役員任期等)

第22条 役員任期は4年とし総選挙により選挙された役員は就任の日から起算する。ただし土地改良法(以下「法」という)第29条の2及び法第134条の2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取り消しによる選挙によって選挙される役員任期は退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が役員全員にかかるときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員失職)

第23条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を移動したときは、その職を失う。ただし組合員である役員が農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営移譲したことにより、その被選挙権を失ったときは当該役員はその残任期間において第16条第2項の規定にかかわらず組合員でない役員となることができる。

第4章 経費の分担

(経営分担の基準)

第24条 第4条の事業に要する経費及び土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品(第3項に規定するものを除く。)は予算の定めるところにより津保川を境とし、

上流部と下流部に区分し、上流部の10アール当りの負担割合は下流部の2分の1の基準により地積割に賦課する。

2 (省略)

3 第4条に掲げる事業のうち国の間接補助事業(補助金返還の対象となる事業に限る)に係るものであって当該事業の施行に係る農地につき、法第113条の2第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度)から起算して8年を経過しない間に、農地以外への転用が行われる場合、又は当該事業により畑として区画形質が変更され、もしくは造成されたものに当該農地についての開田が行われる場合は、当該事業につき県から交付を受けた補助金の額に相当するもの(市から交付を受けた補助金のうち、市が県から交付を受けた補助金の額に相当するものを含む。)第1項に規定する賦課金及び夫役現品の算定方式により当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)又は、当該開田に係る農地(以下「開田農地」という。)に割りふって得られる額(農地の農地以外への転用が行われる場合において、当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差引いた額)の賦課金を当該転用農地または、開田農地につき賦課する。

ただし転用農地の面積が、知事の指定する面積を越えない場合、又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合には、この限りではない。

(分担金等)

第25条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営各務原市土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金(次項に規定する分担金を除く)に充てるための賦課金は、津保川上流部においては総負担額の1000分の76に相当する金額とし、同下流部においては、総負担額の1000分の924に相当する金額とし、何れも地積割とするものとする。

3 第1項の分担金のうち、県営土地改良事業の施行に係る地域内の農地転用又は開田に伴い徴収される分担金に充てるための賦課金は、当該転用又は、開田に係る農地につき前項に掲げる基準により地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第26条 前条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

(夫役履行)

第27条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれに当り又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(督促)

第28条 法第39条の規程に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第29条 第24条、第25条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は期限内に履行せず若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金百円につき一日金四銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料百

円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金額の百分の四に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前二項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り理事会の決定により、これを減免することができる。

第5章 雑則

(係及び委員会)

第30条 (省略)

(加入金)

第31条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地がある時は、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第32条 前条の規定による加入金・法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第29条の規定を準用する。

(基本財産)

第33条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定・管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産の分配の制限)

第34条 この土地改良区の財産については解散(合併の場合を除く。)のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第35条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 この定款は知事の許可のあった日(昭和61年10月30日)から施行する。

5-3 各務用水土地改良区の受益面積及び組合員数

各務用水土地改良区の1990年(平成2年度)の賦課金台帳による受益面積及び組合員数は、次表のとおり

総受益面積 639.93ha
総組合員数 2,625名

である。

これを市別、区域別に分けて、次表のように整理した。

上に示した総受益面積及び総組合員数は、先に示した土地改良区一覧と異なるが、認可後の変動によるものである。

各務用水土地改良区は、広域の用水路施設を適切に管理していかねばならないので、組合員各位のご理解とご協力によって、受益面積の確保をしていただきますようお願いいたします。

受益面積及び組合員 調査			
市町村	区域	面積	組合員
岐阜市	岩戸	44,905 m ²	24人
	野一色	260,109	120
	北一色	119,631	64
	水海道	219,174	85
	前一色	229,853	76
	岩地	230,593	64
	蔵前	76,136	52
	高田	61,202	42
	切通	147,016	67
	細畑	146,350	82
	芥見	718,983	325
	岩田	262,889	131
	岩滝	365,233	138
	日野	51,139	34
	琴塚	30,231	28
	計	2,963,445	1,332

市町村	区域	面積	組合員
各務原	宮代	83,682 m ²	30人
	大島	351,426	129
	伊吹	296,106	78
	吉野	29,517	11
	申子	46,799	20
	六軒	29,817	24
	同島	71,476	26
	島崎	67,771	27
	寺島	88,835	42
	西市場	269,187	96
	前野	291,918	110
	新加納	84,571	62
	北洞	124,676	54
	山後	75,362	38
	野畑	56,111	24
	長塚	175,682	54
	長塚新田	140,339	45
岩地	94,816	38	
計	2,378,091	908	
関市	上白金	425,490	89
	下白金	354,526	67
	小屋名	79,008	44
	山田	21,046	15
	計	880,070	215
郵送者		177,695	170
合計		6,399,301	2,625

5-4 各務用水土地改良区役員選挙規程

(役員)の被選挙権

第1条 次に掲げる者は、役員(被選挙権)を有しない。

- 1 組合員でない者
- 2 法人
- 3 年令25年未満の者
- 4 禁治産者又は準禁治産者
- 5 破産者で復権のできない者
- 6 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を受けることがなくなるまでの者

2 組合員でない役員(選挙)については、前項の規定にかかわらず前項第2項から第6号までに掲げる者は役員(被選挙権)を有しない。

(役員)の選挙

第2条 組合員である役員は、各選挙区につきその区域に所属する組合員のうちから選挙するものとする。

2 前項の規定による組合員である役員(被選挙区)及びその区域から選挙すべき組合員である役員(定数)は次の通りとする。

被選挙区	被選挙区域	理事	監事
第1被選挙区	定款第8条の第1区及び第2区	1	1
第2被選挙区	定款第8条の第3区	2	
第3被選挙区	定款第8条の第4区及び第5区	1	1
第4被選挙区	定款第8条の第6区及び第7区	2	
第5被選挙区	定款第8条の第8区及び第9区第10区	2	1
第6被選挙区	定款第8条の第11区及び第12区第13区		

3 組合員である被選挙人の所属の被選挙区は、その組合員たる資格に係る権

利の目的たる土地の所在地による。この場合において、組合員である被選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあたる場合は、次の土地の所在地による。

- 1 土地改良法施行令第4条第4項後段の規定による指定に係る土地があるときは、当該土地
- 2 前項に掲げるとき以外のときは、当該組合員たる被選挙人が指定して土地改良区に届けた土地(当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地)

(組合員でない役員)の選挙

第3条 組合員でない役員は、第16条第3項の規定による届出のあった組合員でない候補者のうちから選挙するものとする。

(選挙の時期)

第4条 役員(任期満了)による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙においては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の通知及び公告)

第5条 選挙の期日は、その期日から5日前までに書面をもって総代に通知し、かつ公告するものとする。

- 2 前項の通知及び公告には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選挙する理事又は監事の数(組合員である理事又は、監事の数(組合員である理事又は監事については被選挙区ごとのそれぞれの数。))組合員でない理事についてはその数。以下同じ。)及び投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事(数)を記載するものとする。

(選挙の管理等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により本人の承諾を得て総代の中

から、それぞれこれを指名するものとする。

2 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作って選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作って投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれを署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き投票を点検し、開票立会人の意見をきいて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに開票録を作って開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 第6条第2項の場合には、開票に関する次第は選挙録中に併せて記載することができる。

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて当該選挙にかかる役員の在任期間中この土地改良区において保存するものとする。

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により本人の承諾を得て総代の中から各三人を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 役員の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることのできない。

(選挙の制限)

第12条 選挙は、総代の半数以上が出席しなければこれを行うことができない。

(投票)

第13条 投票は、選挙の当日総代自ら総代名簿との対照を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日投票所において総代に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する理事又は監事の数、組合員である者と組合員でない者の各別とし、それぞれ一人とする。

4 第5条の規定により公告した投票開始の時刻に総代会に出席していない者は投票することができない。

第14条 投票の拒否は、投票立会人の意見をきいて投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第15条 組合員である役員の選挙については、次の各号に掲げる投票は無効とする。

- 1 所定の用紙を用いないもの。
- 2 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類の記入したものは、この限りでない。
- 3 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの。
- 4 第17条の規定により理事又は監事の候補者となることのできない者(前号に規定する者を除く。)の氏名を記載

したもの。

5 被選挙権のない理事又は理事の候補者の氏名を記載したもの。

6 理事又は監事の候補者の氏名を自書しないもの。

7 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの。

8 被選挙区につき二人以上の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの。

9 当該被選挙区に所属しない理事又は監事の氏名を記載したもの。

2 組合員でない役員の選挙については前項第1号から第7号までの投票および次に掲げる投票は無効とする。

1 2人以上の選挙すべき理事の氏名を記載したもの。

2 第16条第3項の規定による届出のない者の氏名を記載したもの。

(候補者の立候補等の届出)

第16条 組合員でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推せんすることができない。

2 役員に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から選挙の期日の三日前までの間にその者を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 役員の候補者を推せんするには、組合員15人以上が本人の承諾を得て前項の期間内にその者を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、役員の候補者となった者の住所、氏名、所属被選挙区名、理事又は監事の別及び立候補又は推せんの別を選挙の期日の前日までに公告し、かつ選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 役員の候補者が立候補を辞退し又は推せんの候補者でなくなった場合には、

立候補し、又は推せんをした者若しくは推せんされた者は、直ちにその者を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は、役員の候補者が死亡し、若しくは第18条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 その所属する被選挙区からでなければ役員に立候補し、又は、役員の候補者に推せんされることができない。

2 理事の候補者となった者は、同時に監事の候補者になることができず監事の候補者となった者は同時に理事の候補者となることのできない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることのできない。

(立候補等の辞退とみなされる場合)

第18条 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることのできない者となったときは、役員の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第19条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし選挙すべき理事又は監事の数で有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第20条 理事若しくは監事の候補者の数がその選挙すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又はこえなくなったと